

令和2年度 あさぎり町議会第10回会議会議録（第19号）						
招集年月日	令和2年12月8日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和2年12月9日 午前10時00分			議長	徳永正道
	散会	令和2年12月9日 午後4時43分			議長	徳永正道
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 15名 欠席 1名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	小谷節雄	○	8	山口和幸	○
	2	岩本恭典	○	9	永井英治	○
	3	難波文美	○	10	皆越てる子	○
	4	加賀山瑞津子	○	11	小見田和行	○
	5	橋本誠	○	12	溝口峰男	○
	6	小出高明	○	13	森岡勉	○
	7	豊永喜一	○	14	徳永正道	○
議事録署名議員	6番 小出高明 7番 豊永喜一					
出席した議会書記	事務局長 大林弘幸 事務局書記 丸山修一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	尾鷹一範	○	教育長	米良隆夫	○
	副町長	加藤弘	○	教育課長	出田茂	○
	総務課長	土肥克也	○	会計 管理者	田中伸明	○
	企画財政 課長	船津宏	○	農林振興 課長	万江幸一朗	○
	税務課長	那須正吾	○	商工観光 課長	北口俊朗	○
	町民課長	深水昌彦	○	建設課長	大藪哲夫	○
	生活福祉 課長	山内悟	○	上下水道 課長	林敬一	○
	高齢福祉 課長	木下尚宏	○	農業委員会 事務局長	山本祐二	○
	健康推進 課長	松本良一	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第19号）

日程第 1 一般質問（ 5 人）

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問（ 5 人）

午前10時00分 開 会

●議会議務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼。着席ください。

◎議長（徳永 正道君） ただいまの定足数は14人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。ただいま加賀山瑞津子議員から、昨日の一般質問における発言について会議規則第60条の規定によって、質問した内容について不適切な発言があった部分を取り消したいとの申し出がありました。お諮りします。これを許可することに異議ございませんか。異議なしと認めます。したがって加賀山議員からの発言取り消しの申し出を許可することに決定しました。加賀山議員の発言を許可します。加賀山瑞津子議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） おはようございます。昨日の私の一般質問において、人事評価の話の際に表彰制度等の処遇はできないかという内容のことを、手当という表現で申し上げました。手当というのが、この場合には不適切な表現でございました。今後十分注意をしましてまいります。この手当という文言の取り消しをお願いいたします。

日程第1 一般質問

◎議長（徳永 正道君） 本日、日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。まず、3番、難波 文美議員の一般質問です。

○議員（3番 難波 文美さん） 議長。

◎議長（徳永 正道君） 3番難波文美議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい。皆さんおはようございます。3番難波文美でございます。一般質問の2日目、すかっとさわやかにスタートしたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。令和2年度の上半期は、コロナウイルスという流行病の感染拡大、そして九州南部豪雨による大水害によって、人吉球磨全域の産業と、住民生活が疲弊、低迷の危機に覆われました。季節は映り年の瀬を迎える今、直接被害を受けた住民は、その影響がいまだに大きく、日々の生活に影を落としています。そのような中でもあさぎり町は国や県との連携で、町内の商工業者や農林業者への助成、補助事業などできる限りの救済活動に取り組んでこられたことは、我々議会議員の深く理解するところであります。ある研究所の調査によりますと、新しい生活様式に関する人々の反応はさまざまなようです。いまだウイルス感染の終息とワクチンの有用性は不透明であり、新しい生活様式という言葉のもとに、子供から高齢者まで私たちの生活は窮屈なものに変化しました。昨日の一般質問最後の御答弁で、尾鷹町長は、ピンチをチャンスに変える。10年後を見据えたまちづくりを考えていくという前向きで力強いお言葉を述べられました。今後のまちづくりの進め方について、いま1度私の通告書の観点から各課に伺ってまいりたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） おはようございます。本日もよろしくをお願いいたします。今難波議員のほうからで

すね、コロナウイルス感染症の影響、それから7月豪雨災害の影響による経済への今後の見通し、そういうものをお尋ねだと思います。詳細はそれぞれ担当課のほうからさせますが、私としましては、やはりこれまでもです、ほんとに農林業者にしても、商工業者にしても、幾多の困難を乗り越えてきた、そういう経緯があります。確かに今困難な状況にあると思います。でも国もいろんな持続化補助金、あるいは持続化給付金、そういうものを出しながら、特に農業の場合の持続化補助金のほうではですね、かなり100万、150万の補助金ですが、4分の3が補助ということで、すいません。訂正します。150万の事業費ですね。それに対して4分の3の補助金が出るわけですが、この場合は1人じゃなくて、3人で組むと450万の機械を買うことができます。非常にですねこれが非常に活用されて、農家さんがいろんな機械等を購入する機会になってます。これはもう例えの一つですが、そういうふうに、本当に国の手当はそういう影響を受けてる経営が困難な農林業者、あるいは商工業者への手当が非常に厚い。そういうものをですね、私たちはしっかりと国の施策を農林業者、そしてあるいは商工業者にお伝えして、あるいは申請のお手伝いをして、そしてこのピンチを何とか凌いでいただいて、そしてそれがまた次の飛躍のチャンスになるように、そういうことを心がけて頑張っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 難波文美議員。

○議員（3番 難波 文美さん） まずはですね、一つ目の質問で、町内の商工業者や農林業者への経営状況についてお尋ねしてまいります。農林振興課ですね、農林関係というのはほんとにあの浸水被害が多くありまして、先日の行政報告では複数回にわたって対象者の方との話し合いを持たれたということでしたので、被害の状況などをお知らせください。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） はい。被害の状況ですね。被害の状況といたしましてはですね、3回にわたって、須恵地区とそれから深田地区、免田地区で開催をしたところでございますけれども、そのときに申しあげました資料というのがですね、9月、8月末時点での数値を報告しております。それを申しあげますとですね、まず農作物被害について、水稻が239万円の被害、それから葉たばこ1億5,700万円の被害、それからきゅうりについては466万円の被害、薬草につきましては1,503万円の被害それから、花、花卉等ですね、が92万円の被害、それから農作業機械設備等につきましては、4,200万円の被害ということで合計1億8,000万円の被害ということで把握をしたところなんです。それからその他にもですね、農地関係につきましては、農地につきましては、補助事業単独事業合わせましてですね7,300万円。それから農業施設について、補助単独合わせまして5,200万円。それからこれは山のほうになります、林道関係ですね、その補助と単独を合わせまして1億5,300万円。総合計のですね農林業被害としまして把握しておりました数値といたしましては、5億円という形になっております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい。今課長から報告ありましたように5億円の被害ということで非常に大変な状況だったということがわかります。これに対しまして先ほど町長からもありましたように、国や県からの補助、補助事業というのがたくさん出ております。助成とかですね補助事業についての申請、そして実施などはスムーズにいつているのでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） はい。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） 4月からですね11月のですね議会におきまして、農作物災害見舞金というものをですね御承認いただきました。それについてですね現在の状況ですが、一応たばこにつきまして、12月7日現在になります26件の申請が上がってきております。金額といたしまして490万円ほど。

今後ですね、野菜関係花関係、それからミシマサイコなどですね、7月3日4日の豪雨の時点、で被害のあったものについて恐らく上がってくるんだらうというふうに思っております。それからですね、今回も補正をお願いしております農作業機械等をですね、施設機械。それにつきましてもですね、おおむね申請が終わっております、今現在で144経営体の141件というような申請の状況となっております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい。葉たばこはですね、あさぎり町のほんとは1番の基幹と申しますか、農業の中でも1番大きな部分を占めておりますので、ぜひとも助成をですね活用されて、次の年へのですね足がかりにさせていただきたいと思っておりますので、しっかりとですね申請のお手伝いをお願いしたいと思っております。この他にも、水害につきましては上下水道課、建設課、これらにかかわる関係課のですね御尽力というものはいつでもですね聞いておりますので、今後ともですね水害被害に遭われた方々そして被害のあった場所のですね復旧に努めていただければというふうに思います。次に商工観光課にお尋ねします。12月1日の総務省の発表によりますと、10月の労働力調査では、正規雇用、非正規雇用とともに完全失業率は上昇しております。コロナ禍以降9カ月の連続ということで、コロナ禍で休業を余儀なくされたり、閉店に追い込まれたという例がありましたら、個別ではなくですね、町内の業種ごとの状況がわかりましたらお願いします。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） おはようございます。商工業につきまして現時点での休業、または廃業については確認はとれておりませんので、今のところない状況だと思います。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい。国はですね経営者向けの生業補助金など、これに関しましてもいろんな申請手続をですね進めているようなんですけれども、町のほうでのこの執行状況はどのようになっているのでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） 生業補助金につきましても今のところ申請はゼロであります。町独自の雇用調整助成金につきましては、2件ほどの申請がございました。持続化補助金等につきましては延べ件数が315件を超える状況です。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい。持続化補助金が315件ということで、これが多いのかどうかというのはですねちょっとわからないんですけれども、できるだけこちらでも活用をですね進めていかれたらというふうに思いますし、休業とか閉店がないという状況がですねあればこちらは少し安心できるかなと思うんですが、非正規の雇用者がですね全国で約85万人も減少しているという新聞報道を見ました。特に女性の就業が多いとされる飲食業とか美容室などの生活関連サービス業、これがコロナウイルスの感染直撃した形となっているようです。これらの業界に限らずですね町内の児童生徒の保護者が雇止めとか時短勤務、収入が減少するなどの影響で、子ども達の情緒不安など精神的な問題が町内で生じているのか教育課のほうにお尋ねします。

◎議長（徳永 正道君） 教育長。

●教育長（米良 隆夫君） 失礼します。まず、私のほうから子ども達の様子について話をしたいと思います。まずは、コロナ禍の中で家庭経済等の低下ということが大変心配しているところでございます。その影響が子ども達にもどのような形で出てるのかということも本当に心配の一つでございますが、毎年10月に熊本県のほうから就学前教育に係る調査がございまして、これは毎年10月に実施しておりますが、それを少し紹介したいと思います。項目はいっぱいございまして、絞って紹介したいと思います。まず就寝時間でございま

すが、10時までには就寝するというのが昨年度からすると6.5ポイントアップしております。それからTVとゲーム等も含めたところでございますが、視聴時間でございますが2時間未満というのが1.5ポイントアップ。それから朝食の習慣につきましては2.4ポイントアップということで比較的昨年よりもいい結果が出ておりますが、ただあの私が危惧しておりますが、おりますのが、クラスの9割以上が落ちついて話を聞くことができる学級数については約12ポイント落ちてます。ということはやはり子ども達が何らかの形で行動等が制限されておりますので、ストレスを抱えているかもしれないということをちょっと今推測しているところでございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 先ほど、保護者の収入減に対する影響ということでございますけれども、まず就学。

◎議長（徳永 正道君） 課長、マイクを。就学援助費につきましては、前年度とほぼ変わらない状況でございます。ただ給食費の未納額につきましては、前年度と比較しまして6月が12万8,600円、7月が15万2,800円、8月が20万6,400円と増加しているような未収額が増加しております。9月からは少し落ちつきまして18万6,700円の増加、10月に至りましては、前年比に比べまして1万2,600円の減ということになっているような状況でございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい。今課長がお話しされました給食費の未納ですね、これ顕著に数字にあらわれてるなというふうに今感じたわけですが、これも給付金が給付金の10万円が入ったということで、9月から持ち直したのかなというふうな気もしております。はい。ですね。今タブレットのほうにですね1人親世帯の給付金ということで資料を載せております。参考資料なんでもご覧いただきたいんですが、これ11月の26日にですね、ひとり親世帯を支援する臨時特別給付金これ6月に引き続きということで、再度支給する緊急支援策が、森まさこ元法相から提言されました。子供1人に5万円、第2市以降は1人当たり3万円。コロナ禍で収入が大きく減少した世帯はさらに5万円を追加支給すると。再支給は年内を目指すというふうには報道ではありますが、これには町の対応はどうなっているのか。また町長はこのひとり親世帯についての意見とか思いがございましたらお聞きしたいと思えます。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。今出されてるタブレットに出されてますひとり親世帯の再給付金については庁内でも検討いたしました。いろんな意見がありまして、給付方法をどのようにしていくか、いつのタイミングでやるかというところを今検討しているわけですが、もう間もなく年度末になってきます。そうすると進級進学の時期にもなってきます。そういうところで、今日のまた新聞にですねあれは地震のあった益城町では、現金ではなくてやはり商品券で1万円配布されるっていうのも出てます。ですから果たして現金で給付した方がいいのか、そのように商品券で配布した方がいいのか、そういうところも検討課題でですねまた低所得者層にだけを対象にするのか。全児童を対象にするのか、ひとり親家庭を対象にするのか、そういうところも今慎重に検討をしているところです。何らかの形で親御さん保護者の方たちを支援していきたいとは考えているところです。それともう一つ昨日の質問の中にも出しましたけども、子ども包括支援センターは、今年度中には立ち上げることにしています。まずその中で、最初の取り組みとしまして、難波議員が冒頭言われましたですね、やはり母子家庭、母親の雇い止めとか、解雇とか、あるいは減給とか、そういうことによって収入が減少している。そういう現象をですねどのようにして把握していくか。これは非常にナイブな問題でして、これに対してまだ国とか県からのその調査の方針とか指針とかは示されていません。ですので、どういうふうにしてそれを調査するのも今いろいろ情報を集めているところですが、それについても先ほ

ど難波議員が言われた新聞記事の中にですね、熊本県ひとり親家庭福祉協議会という名称が出てます。その中で藤井会長のほうに議会が終わりましたら一応電話して、いろいろとお話を聞かせていただいて、今後の町の対応に参考にさせていただきたい。いろんな事例があったら教えていただきたいと考えてます。議員御心配のとおり、本当にあの私もひとり親家庭で仕事をされている女性の方にお会いする機会もありました。その人方々のやはり生活の不安、経済的な不安というのは、私も身をもって感じておりますので、そういう自分のやっぱり経験も生かしながらですね、そういう対応をしっかりとやっていく。農林業者、商工業者とあわせて、やはりこういう子育て中の方々の収入減少にもしっかりと対応していきたいと考えているところです。いろんな情報があったらまた教えていただければ幸いです。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） はい。議員言われましたひとり親世帯の臨時特別給付金、再支給分ということですが、これにつきましては児童扶養手当を支給されてる方が対象ということで、既に第1回はもう支払っておりますが、これにつきましては再度支給を行うということで、給付額は議員言われましたとおり1世帯5万円、第2子以降は3万円ということになっております。あさぎり町の場合は児童扶養手当につきましては、県のほうから直接対象者に支払われておりますので、今回の給付金につきましても、予定では年内をめどに、県のほうから支給をされるということでスケジュールを聞いております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい。資料にもありますとおりですね、やっぱりコロナ禍でひとり親世帯の収入というのはもう顕著に減少をしておりますし、今後も先が見通しはそんなに明るくないというような世相でございますので、町のほうでもしっかりと知恵を絞ってもらってですね給付方法などを考えていただきたいと思っておりますし、できましたらそれも早めにですね手当てができるような手段をお願いしたいと思います。次にですね、豪雨被害を受けられた住民へ健康推進課のほうより心の健康調査というアンケートを今月実施されているようですけども、その内容と今後の取り扱いについて御報告をお願いします。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） 心の健康調査につきまして、7月豪雨の発災直後にはですね、被災者のところを保健師のほうで訪問いたしまして健康チェックのほうを行っております。それから5カ月経過しておりますけれども、こういった大きな災害が発生した場合には、時間の経過とともに、また発災直後とは違った心と体の不調を訴える方が出てこられるというようなことがあるというようなことですね、今回アンケート調査を実施したところでございます。ちょっと今回の調査の報告ということで、12月に実施し、今月始めに調査を始めておりますので、それが取りまとめが提出が今月取りまとめのほうは今月中に提出いただきまして、その後も提出いただいた順にですね、早目に御支援が必要な方もいらっしゃると思っておりますので、そういった方についてはもう早めに訪問いたしまして、対応するようにいたしております。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい。ではですね取りまとめ後の報告をまたお待ちしたいと思います。次に生活応援券についてお尋ねします。近隣自治体にですね先んじて8月、そして12月と2回の生活応援券を執行されましたことは他町村と金額の差こそあれ、町内の店舗経営者と私たち住民にとっては大変有意義な事業であると思っております。1回目の発送は豪雨災害の後より迅速に確実性を持って住民に届けるための手段としてゆうパックを利用されたということは9月議会でも答弁いただいております。2回目も同じくゆうパックで11月中旬以降に順次発送されているようですが、発送に係る経費は2回で1,000万円を超えております。こういうところは多少気になるところでもありますが、今回の応援券がですね、使用可能期間は12月の15日、来週からとなっております。聞きますと多くの家庭には既に届いているとい

うことで、間違っ使われてる方もいるようなんです、この15日から使用可能となった理由は何でしょうか。これは企画財政課にお尋ねします。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（船津 宏君） はい。企画財政課です。第2弾の生活応援券としてですね、年越しといいますが、年末年始の生活応援を支援するというので、1万5,150人分対象に5,000円の7,575万円分を生活応援券として支給するというので、使用期限がですね12月15日から来年の2月末、2月28日までという設定をしております。これについては12号補正予算で認められまして、その後配達期間を勘案をしてそれと本来の趣旨である年越し年末年始に使っていただくということから、使用期限については12月15日からというふうにしております。前回、第1弾の時に議員から御説明いただきましたゆうパックによる各世帯への配達方法をとりましたところ、若干こちらの見込み以上にですね配達期間が遅れたこともあったものですから、今回は11月の10日に郵便局のほうに持ち込みをした場合に、いつまでに配達ができるかということを確認をいたしまして、12月の中旬には配達ができるという説明がありましたので、それでは本来の趣旨とかがみまして、12月の15日から使用期限を設定しようということを設定をしております。ですので、若干配達の方がですね先んじて11月の中旬ぐらいにはもう既に配達された関係からですね、使用期限を見ずにお店のほうに持ち込まれたという事案もこちらのほうでも聞いておまして、その辺については余裕を持った設定が、逆に使用される住民の方からするとですね、早く来たので早く使えるんじゃないかっていう誤解を与えてしまったことについては大変申しわけなかったかなと思っておりますけれども、今御説明がありましたように、来週15日から2月の28日までの使用期間となっております。それから換金につきましては、お店の事業者さんのほうに関係するところがございますけれども、これについては12月の17日から換金を役場のほうで受け付けまして、換金の期間は3月の16日までとしておりますので、こちら事業者さんのほうには御面倒をおかけいたしますけれども、御協力をお願いしたいと思います。それから取り扱いができる登録店につきましては、取扱店についてポスター掲示してありますし、それから広報とそれからホームページのほうに取扱店の一覧を掲載しておりますので確認していただければと思います。よろしくお願いたします。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい。それですね楽しみにやっぱ皆さん待ってやったというか、生活応援券というのはありがたいものだとわかんと思うんですけども、12月1日からもし使用可能であればですね、高齢者の方の年金受給が15日から15日ということですので、その前の2週間ぐらいでもですね活用できたらもっとよかったのかなあというふうに個人的に思った次第でございます。ありがとうございました。もう1件はありがた商品券についてなんですけれども、これも住民の声なんです、この商品券のですね購入のシステムといいますか、多くの方が買える商品券ということでわかってはいるんですけども、それについて少し商工観光課の課長のほうからお話ししていただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい。ありがた商品券につきましては、本年度は10月18日より販売いたしまして、約2日半で売り切れた状況になります。今回につきましては非常にコロナ対策で、商工会としても苦慮されたところがありまして、普段でしたら、例年でしたら販売カ所をまず初日がポッポ一館、そしてそれ以降が商工会と役場支所で販売ということでしたけれども、本年度は文化ホールで初日販売ということになりました。町外の方も買えるということで、今回被災者、被災された方々の購入も非常に多かったと聞いております。大変混乱をしましたがけれども、本人もしくは病気の方につきましては委任状という形で購入できると。1世帯お1人5万円までということで販売しております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい、わかりました。このですね初日の須恵文化ホールは販売された日が非常に暑くてですね赤ちゃんを連れての方とか高齢者の方とかもほんと長蛇の列で救急車も出たと聞いております。販売カ所の設定今年には本当に御苦労されたなと思います。あと購入なんですけれども、今課長がおっしゃったように本人もしくは委任状があればということなんです、この販売の仕方ですね、世帯主が家族の人数半分購入できるようにとか、そういう方法の変更というのはこれから検討していただけないでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい。確かに本人ということで買われる部分の人数がならばれるということで非常にこう行列ができたという状況ですので、今後やはり商工会とも協議しながらですね、そういったことに関して変更できる分に関しましては考慮していきたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい。仕事で行けない方も多くありますのでよろしくお願いします。次に二つ目です。二つ目はマイナンバーカードの普及についてということで、これ平成27年から個人通知が始まりまして、平成28年から本格運用が開始されております。しかしですね私自身もすぐ作りましたが、活用の仕方がわからないとか、そういうところがなかなか普及しない原因ではないかと。何度か一般質問でもお尋ねしたこともあるんですけども、今回広報紙に顔写真付きのマイナンバーカード作成のお知らせがありました。12月から未申請の方を対象にQRコード付きの申請書を送付されるとのことですが、まだ申請されていない数など、現時点での状況はどうなっているのでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（深水 昌彦君） はい。マイナンバーカードの普及ということで御質問ですけれども、はい、確かに議員言われたようにですね今後も広報紙等で啓発をしていくということで考えており、今回国におきましても、この未申請の方を対象オンライン申請に必要なQRコード付きのカード申請書が12月から送られるということで通知がありましたので、今回12月号の広報紙に掲載をさせていただいたところでございます。状況としましては9月の議会で一たん報告をさせていただいております。その後ですけれども、本年4月から11月末までの交付の枚数としましては663枚になります。平成28年2月から本年11月末までの交付総数としましては、2,523枚になっており、交付率としては16.71%となっております。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい、16.78%、やはりまだまだという感じですね。しかしこのマイナンバーカードは、来年の3月から保険証としても利用ができるということで書いてありまして、その際に事前登録なども必要ということなんですけれども、なかなかこうわかりにくくてですね、その事前登録の仕方などはどうなってるのでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（深水 昌彦君） はい、3月からですね来年3月から保険証としてのひも付けができるということで通知が来ておりますが、現在のところその方向につきましての具体的な方法というのはまだおいてきておりませんので、ただあと順次各医療機関がマイナンバーカードによる保険証としての使用ができるような設備を整えていき、それから今ある保険証、自分が持っている保険証の情報ですね、それをマイナンバーカードにひもづけることでタッチすることで保険証として利用できるというふう聞いております。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい。まだその登録の仕方がはっきりしないということだったんですね。他にマイナポータルとか、マイナポイントとかいろんな言葉が出てきているんですけども、私も含めてですね、高齢者の方にはちょっとわかりにくいシステムだなあというふうに今でも思っております。このマイナポイントにしましても、実施期間っていうのが来年の3月31日までと非常に短いですが、もうちょっとですね何かこうわかりやすく皆さんが作れる状況ができればいいなというふうに望んでおります。11月の末にですね国民への金融機関口座ひも付け義務化、これはデジタル改革担当大臣が見送るというふうに言われました。しかし、経済対策とか災害時の給付金受け取りの迅速化のためには、1人1口座の登録は必須であるということです。今後はですね住民側には給付金、そして児童手当、生活保護の受け取りにも活用され、いずれ運転免許証との統合もあるということですし、自治体側にしましても、事務の円滑化、口座情報の取り違え防止などのいろんなメリットも想定されますので、住民に対してですね町民課のほうからマイナンバーカードの交付申請を進めるための方策などを今お考えの部分がありましたらお願いします。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（深水 昌彦君） はい。啓発につきましては先ほども申し上げたとおりでございます。平成27年の、27年末から通知カードが発送されもう既に数年たっております。今回、マイナポイント等によって若干ですけどもその交付率っていうのは伸びておりますけれども、全国のですね状況におきましても、これが総務省のデータで11月1日の時点なんですけど、交付率が全国でもまだ21.8%。そして熊本県においても、22.3%というところで、全国的にやはり伸びていないということで、確かに町のほうとしましてはこういった広報紙等を通じて啓発を行っております。しかしながら全国的にこういった状況であるという事は、さらにやはり国としても県としても広報をするべきではないかということで考えております。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい。それでは三つ目の質問です。人口減少に対する取り組みについて伺います。町では地域おこし協力隊員の方が来ていただいておりますけれども、先日町長は若者、ばか者、よそ者が地方を変えるというですね、非常にインパクトのあるお話をされておりました。町にこられている地域おこし協力隊員の現状、そして今後の見通しをお願いします。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい。現在ですね、農林振興課におきまして、令和元年12月9日から、町への定住と新たな農業の担い手づくりや、農業の振興を図る目的としまして、農業の研修を兼ねですね支援センターのほうへ1名従事いただいております。募集の目的としまして、農業ヘルパーとしてですね労働力が不足している各種農家の農作業に従事しながら、幅広い経験を積んでいただく。それから地域の活性化のため、SNS等を活用し、町の魅力や隊員としての活動状況の発信を行っていただく。それから居住する集落の一員としまして、地域活動への参加をいただく。それから地域おこしに係る支援と、祭りイベント等の参加ですね。それからみずからが提案する農業振興に資する活動や就業企業、定住に係る活動というものがあります。現在の仕事、従事内容としましては、農業支援センターで受注をしました町内農家からの農作業で、主に葉たばこ、トマト、キュウリや小松菜、ホウレンソウ、またミシマサイコ等のですね収穫など多種にわたって行っておられます。植え付けから収穫作業までですね。それからそのほかにですね、けい畔、畔ですね、の草刈りや、いろんな仕事をしながら経験を積んでもらっている状況です。12月広報紙にもですね記載されておりますが、応募のきっかけとしましては、家庭菜園をつかった野菜を家族や友人におすそ分けしたりする中で、美味しいという感想を持ってもらい嬉しかったからと。また以前から農業に興味があったので、チャレンジをしてみたいということを聞いております。また、実際にあさぎり町に来た印象としましては、自然豊かで住みやすいと。それから景色に圧倒し、圧倒され、住民の方がの人柄が暖かい

と感じておられるようです。それから実際の活動を通して、生産者によって、日本の食文化が支えられているという感想を持っておられ、それと同時に農業を職業とする中での利益ということも考えるようになり、より一層興味がわいたということも語っておられます。最後にですね、今後の活動の目標について、任期終了後、3年間の任期となりますけれども、農家になりたい。自分の農地を持って農作物をつくりたいというふうなことも聞いております。あさぎり町からしますとですね、ありがたいことですので、ことですが定住してくれるかどうかということについてはですね、今後の経験も踏まえたところで、随時気持ちも変わっていくだろうというふうに感じております。そういった意味でですね、人口減少に対する取り組みの一つといったしましても、町としては残ってもらうということも含めてですねできるだけフォローはしてまいりたいというふう考えているところです。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい。多岐にわたって農業の研修を積まれているということなんですけれども、農業を志す若者がですね、農地の取得など価値感の、いろんな難しいことあるかもしれないんですけども、そういうことではじき出されることがないようにそして定住がですねかなえられますように町民の側としては応援をしたいと思えますし、先日2番議員が提案されましたが、ヤング人材派遣システムですね、これが実現すればほんとに若者というか、活力のある人たちが1人でも2人でもこの町に入ってきてくれるんじゃないかなろうかということをご期待しております。次にですね、結婚新生活支援事業の実施についてお尋ねします。こちらはタブレットに資料を載せておりますのでご覧ください。概要を少しお話ししますと、この支援事業といいますのは、新居の住居費や引っ越し費用などに活用できる上限30万円の給付金です。しかし条件がありまして、夫婦の所得合計が340万円未満、年収換算で約530万円程度、そして婚姻日の年齢が、夫婦とも39歳以下となっております。この年齢につきましては、平成30年のときはですね34歳だったのを今回引き上げられているようです。全国で現在281市町村、これ7月現在の数字なんで少し変わってるかもしれませんが、その市町村が選定されております。その選定の基準というものはどうなのか、どういうものなのか、町のほうでは把握されているでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい。結婚新生活支援事業についてですけれども、事業の実施主体につきましては市町村になっておりまして、市町村の希望で採択を受けるという形になっております。管内におきましては、錦町、水上村が実施しているようであります。全国でも全体の15%程度が実施していると。やはりこれが実施市町村が少ないというのはやはり財政的な負担が原因かと思われまます。県にも枠があるということですので、そういったところで町が取り組む取り組まないにつきましては、採択が必要ということになります。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい。今の報告通りですね全市区町村では15%程度という数字が出ていますし、この30万円の給付金の半分は自治体が負担しなければならないというそこもネックなんではないでしょうか。これがですね内閣府が出したものが、最近補助率を3分の2に引き上げるとのことです。水上村を私は調べておいてみたんですけども、やはり人口減少しているからできるだけ結婚して住んでくれる人を増やしたいというもうほんとに強い思いで導入されているということでした。錦町も今回加わったということなんです。はい、錦町はあさぎり町の隣ですので、人口もですね近いものもあり、町の広さとしても大きいものもあり、いろんな意味であさぎり町のほうにできれば来てほしいなとちょっとライバル心を持っているところもあるんですけども、今回その補助率が3分の2に引き上げられる。この中でですね町として手を挙げるというお考えはあるでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい。補助率が3分の2に上がると言われましたけれども、補助金の上限額もですね多分60万円に上がるということとされています。ですから自治体の負担金も補助率は上がりますけれども、上限が5万円の負担も上がるということになります。ですので町で取り組むか取り組まないかと言われると、やはり財政的な負担もありますので、そしてこの事業としましては少子化対策の一環として事業がありますので、関係課と協議の上決定していきたいと考えていきたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい、わかりました。国立社会保障人口問題研究所によりますと、経済的な不安、男性が約3割、女性でも約2割の人たちが結婚に対するその意識の変化と伺いますか、そういう不安をお持ちだと。あと出会いの減少とか恋愛へのあこがれ喪失などもあるそうです。この結婚につきましてはですね個人の自由なので義務ではありませんけれども、政治として介入する余地があるのではないかと伺うふうには思っております。今年のようにパンデミックや大規模な自然災害に見舞われたからこそ気づいたこと、そして見えてきたことがあると町長は昨日おっしゃいました。私もまさに同じ思いを持っております。多様性、ダイバーシティと伺いますが、その多様性を重んじて本当に支援を必要とする人の声に耳を傾けたり、心を寄せるという大切さを忘れてはいけないと思っておりますし、そしてその中でもですねやはり教育というのは、これまでの昭和平成の政治とちょっと変わってきてですね、教育は政治と関係ないという時代はもう終わってるんじゃないかというふうに私最近思っております。そういう認識ではもう対応できないんじゃないか。町長は常に先を見ておられますので、これからのデジタル化などによって大きく変化する子供たちの教育、そして私たちの生活様式、既に予測されていると思っております。最後に人口問題についての質問の中で結婚についての話をしましたけれども、地方創生というものの本質ってというのは、一時的にその町の景気がよくなるのではなくて、10年後とか20年後の町が反映していることを意味していると思っております。そのためには、やはり20代30代の若者が本気でその地域の担い手になりたいと思わなければ実現はできません。全国の地方でどんどん少なくなっていく若者たちの獲得競争を今私たちはやっていると思っております。消滅自治体の候補になってからと悲観してるわけにはいきませんよね。こんな難しい時代に理想論述べるつもりは全くないんですけども、町長がスタンスとされている、健康と明るさ、これは今回のコロナとか豪雨の災害とかで、そういう中で生まれた田園回帰というような多くの人たちの価値感に合致していると思っております。1人でも多くの若者がこの町に残り、または何かをきっかけにこの町に来て生活できるような受け皿を整えていく。そしてあらゆる面の町のクオリティーを、クオリティーの成長を促すような町政をこれから期待したいと思っておりますので、御答弁をお願いします。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。今いろいろとお話をいただきましたが、地域おこし協力隊についてはですね、これはもう先ほど言いましたように、ちょっと組織の見直しもしながら地域おこし協力隊を幅広く、多方面にわたって募集をかけて雇用していきたいと考えてます。これからは多様性のある人間を積極的に雇用してですね、そういう人材をいかにこの地域で生かし切るか。我々の問題なんですね。もういかに一人一人が汗を流すかです。アフガニスタンで亡くなられた中村哲さん、先日からテレビに何度も出ておられます。ちょうど一周期を迎えた関係でですね。その方がいつも言われて、テレビの中でも何度も出てきた言葉は、もう考えるより行動だというような言葉を私は本当に身にしみて感じました。確かに議論は必要ですし、いろんな調べて、それを言葉で伝え合いながらやっていくことは大事ですが、要は誰が汗をかくかです。人・物・金と言います。物もあります。金もあります。問題はやる気のある人なんです。これをどうつくっていくか、よく人材育成と言いますが、人は育てるもんじゃなくて、私はそういう多様性のある人間が活躍される

場をつくるのが大事だと思うんです。そうすると人は集まってくる、昨日言いましたように、若者、ばか者、よそ者がどんどん出てきてくれる。そういう社会になればと思います。あさぎり町でもですね、よそから関西のほうからこられた若者に、自分ところの農地と農機具等を貸してやって、そして作物作りの指導をしてやって、今ようやくひとり立ちしようかという農家さんもいらっしゃいます。また、人が足りない繁忙期にですね、忙しい時期にですね、そういう時に今ちょっと仕事が暇だという異業種の人たちに声をかけて、そういう人たちを臨時的に雇用してそして対応しておられる農家さんたちもいらっしゃいます。もういろんな取り組みを今やっておられます。そういうものをですね、町としては体系化して、組織化して、昨日2番議員が言われたように若手人材センターみたいな感じでですねやっていければというふうに考えてます。それから人口減少問題、これはもうまち・ひと・しごと地方創生の中に、人口減少を緩やかにするという一つの目標を立てておりますので、これには取り組んでいきたいと考えてますが、人間病気をして、痛い時があればまず痛みどめをやります。でも最終的にはその業況、根本的に直すような治療が必要だと思うんです。ですから、まずそういうふうな結婚された方にお祝い金として一時的に祝い金を差上げながらまた一方ではその生活基盤をしっかりと支えるような私は政策も必要だと思うんです。産業活性化プランの中で、今診断士の方々にお願いして診断してもらって、その取りまとめも今上がってきてますが、町がどう取り組むばいいのかという提案までいただいています。またそれら整理しまして皆さん方にもお示ししていきますが、やはり生活基盤をきちっとする。それが1番だと思いますので、そういうことにも取り組んでいきたいと思っております。それと先ほど教育の問題も言われました。やはり教育の問題と今コロナとか災害の影響で収入が減少してるひとり親家庭、母子家庭、そういう方々をですねしっかりと実態を把握して、それにあったような政策を打っていくことが私の仕事だと思いますし、また国県からもですね、いろんな指導を受けながら、そういうことが目に見えて成果が上がるように取り組んでいきたい。もうそれは急務だと、大事な仕事だと考えております。またいろいろと御指導とか、いろんな資料等の紹介をしていただいて、要するに必要なのは情報です。情報をもってそれをどう生かしていくか、アクションしていくかということだと思いますので、またこれからもどうぞよろしくをお願いします。

○議員（3番 難波 文美さん） 以上で終わります。

○議長（徳永 正道君） これで、難波文美議員の一般質問を終わります。ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

○議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。次に、5番橋本誠議員の一般質問です。
橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） 議長。

○議長（徳永 正道君） 5番橋本誠議員。

○議員（5番 橋本 誠君） おはようございます。7月豪雨災害を始め、近年では毎年のようにそこに経験したことの無い規模の災害が全国各地で相次いでいます。その度多くの方々が犠牲になられ、それに加え新型コロナウイルス感染症の拡大が被災地の避難の災害復旧をより困難にしているという新たな課題を直面しています。地球温暖化など自然環境の変化により、年々激甚化する災害に備えるために、国や地方自治体における今後の防災のあり方、あるいは防災に対する住民意識のあり方は、私たちが直面する近々の課題となっています。通告書に従いまして、今回町の防災のあり方について質問いたします。7月豪雨災害の影響と、予想により台風10号の際、当初の予想を超えた多くの住民が避難された。それによって、避難所を急遽別

のところ避難所開設するに至ったコロナの影響があったにせよ、災害が想定される中を避難所移動はありえないことである。今回の状況をどのように考えているのか。また今後の対応について伺います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） ほんとに今年はコロナ感染症に始まりまして、もう7月豪雨災害で、ほんとにあの大変な被害に遭われました。そういう中で10月、大型かつてないような台風が来るということで、7月豪雨の際に、気象台のほうから線状降水帯の予想が出なかったということも踏まえて、非常に今度は皆さん方に注意を喚起する。早目の避難を勧められました。それは私たちにとってはもうほんとに想定外の方が集まったわけですが、隣接避難所をまず設置しました。そこに入り切れない。密になりますと、コロナ対策にマッチしませんので、避難しておられる方々の間隔を取るとその場所だけでは手狭ということで、隣接する避難所を開設することはありました。ただ避難してる方が移動することはありませんでした。そういう中で、私自身も1番幸いに強い風ではなかったんですが、避難所のほうに避難される方が多いというそのタイミングに、避難所を回りました。その中でですね、職員もてきぱきと対応しながら、また避難される方々もよく理解していただいて、そしてまず対応を図り、そして避難する時も避難場所、自分の居場所を決めるときもですね間隔をとって、そして密な、密にならないように、そういうことにしっかり注意されながらやっておられましたし、あまり無駄なおしゃべりもされないで、ほんとに静かに避難の時間を過ごされていたと思います。そういう意味では、避難所にいました職員たちも大分やっぱり避難された皆さん方の避難に対する理解が深かったために、大分職員たちも助けられたのではないかと考えております。また今後についてはですね、やはり今回の7月豪雨、それから10月台風10号の時の避難についてはやはり反省すべき点多々あります。それはですね、危機管理監を中心に今、今後の対応をいろいろと具体的に練っております。やっぱりマンパワーをどうしていくかということも含めて、今いろいろと対応を進めているところです。詳細はまた後日説明することになると思いますが、担当課のほうからまた説明すると思います。

○議員（5番 橋本 誠君） 議長。

◎議長（徳永 正道君） 橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） それではですね説明ありがとうございます。まずはですね、避難所の数と職員数の対応について伺います。7月豪雨と台風10号の時、各避難所の数と避難所の人数、また、それと防災計画上の避難所があればそれも教えてください。実際に。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） おはようございます。まず、地域防災計画に指定しておる避難所について答弁させていただきます。町の地域防災計画においては、町内21カ所を指定避難所として指定しております。その中で、災害、または事前の情報等に応じて適切な避難所を開設するという計画を定めております。また、現在の避難所職員の運営にあつては、1避難所3名を充てることとしているところでございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） はい。7月の豪雨の際はですね、新型コロナウイルス感染症対策としまして、避難者のソーシャルディスタンスを確保するため、体育館など旧の皆越分校を含めまして、6地区、6カ所を開設しております。7月豪雨時点の避難所につきましては、職員は4名あたっております。それから9月の台風10号の際の避難所につきましては、暑さ対策、熱中症対策、まだまだ暑い日が続いておりました。というものでありますから、エアコン設備のある避難所を開設しております。これも同じく各地区、各合わせまして6カ所で開設しております。1避難所あたりの職員数は3名ということで当たりました。

◎議長（徳永 正道君） 橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） えーとですね今説明いただいてですね、各避難所が7月豪雨が6カ所、体育館

ということで、新型コロナの影響もあって体育館を使われたんですが、それが4名で対応したと。そうすると台風10号が暑さ対策の関係で、エアコンのついてる普通のところに、6カ所の3名ということで対応されましたが、その時にですね一応職員さんの数からいうて避難した人たちに対しての対応はどうだったんですかね。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） はい。台風10号の際には、当初、6カ所を開設しました。途中でですね、たくさんの方が避難をされてきたと。いうことで各地区にプラス1カ所、上保健センター、免田の体育館ともみじ館、それから須恵小学校の体育館、高山体育館を追加で開設をしております。その中で職員は3人で対応しました。対応した職員はですね、受付から検温、チェックリストの作成、案内、また段ボールベッドの設置、エアマットの準備と非常に多忙なものもあったということで、大変こう苦慮したところも見受けられたというふうには考えております。

◎議長（徳永 正道君） 橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） その対応した職員さんもやっぱし、終われば休暇じゃなしにそのまま仕事にいたってすか。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。職員が避難所の運営に当たります。で、当然交代制ではとっていきませんが、夜間、朝までっていうのは、当然職員として業務として与えております。その際には、やはり休息の時間は与えることが必要ですので、そこについても取り扱いを定めているところでございます。しかしながら、この災害等にあつては、所要の所管する担当する業務もございまして、そのあたりも踏まえて無理ない勤務を志しておりますが、状況によっては継続して勤務する場合もあるという状況でございます。

◎議長（徳永 正道君） 橋本委員。

○議員（5番 橋本 誠君） それでしたら、何か事故が起こらなかったでよかったものの、そういうこともやっぱ考えてですねやっていく。そのためにはやっぱり職員さんだけではできないちゅうとこのあるでしょうけんですね。やっぱ、そこはやっぱ避難して来る人たちも一緒になってやっていくようなことばしていかなばわからんでしょうね。そういうことはやっぱ考えんばです。そしてその中にですね、何か問題点とかそういうことはなかったんですか。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） はい。避難されてこられた方の中にはですね、携帯用酸素ボンベをつけられた、おられた方等もございました。そういう中の不具合等も発生したということで、その対応等にも苦慮した場面もあったということ。また高齢者の方でインシュリンのですね注射関係につきましてもそういう依頼をされた場面もあったようですけど、そういうところでもちょっと苦慮した場面はあったということです。

◎議長（徳永 正道君） 橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） そういう問題があったのは、今後の検証としてですね、やっぱしすぐすぐ対応できるというところと対応できないとこありますけど、やっぱそういう問題はですね、今後の課題として、次の、今度あったときにはですね、そういう人達をどうするかということをやっぱ考えていただくのが必要だと思いますんで、その旨は十分していただきたいと思います。次にちょっと行きますけど、高齢者の次につながってですね今のことと一緒にですけど、高齢者及び要介護者等の避難について、今後の福祉避難に対してはどう考えているのか。昨日の9番議員の質問でですね私が聞くつもりでおったのを昨日説明があったもんですから、もうちょっと内容がちょっとですね私も予定したとがちょっとずれたもんですが、7カ所の協定があったという説明がありましたんで、その7カ所の場所、どういう避難施設があるところと、それとま

ずその避難所の受け入れた期間はあったのか、そうすると人数はどれだけあったのかちゅうのがわかれば教えてください。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） はい、協定しております福祉避難所につきましては、あさぎりホーム、それから鐘ヶ丘ホーム、それと翠光園、それからリュウキンカ、それと東病院とつつじヶ丘学園、と第2つつじヶ丘学園の以上7つが協定カ所、それとしらがね寮は協定はしておりませんが町営の施設ということでそこまで含まれております。実際7月の豪雨の時にですね、受け入れがあったかということでございますが、これにつきましては人吉市と球磨村のほうから被災者の受け入れをですね、町内のその福祉施設が受け入れたということで、これにつきましてはあさぎり町自体は直接関わってはおりませんが、施設間同士で話をされて受け入れられたというケースはあります。当時、あさぎり町内の避難者の方をですね、福祉避難所に受け入れたというケースはございませんでした。

◎議長（徳永 正道君） 橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） 今回はですね、そういう形で球磨村とか人吉市の被災された人がされましたけど、今後ですね先ほどの問題点があったようにですよ。福祉施設の人と連携して、福祉施設の人もやっぱマンパワーちゅうか、規格がありますんで、ベッドの数やらそういうもろもろありますんで、すぐ何人も受け入れできんと思ってるんですけど、そういうのをやっぱ打ち合わせしてですね、1人でも、1人でも2人でも、そういう形の人を、もしも今みたいに豪雨、雨降るばかりじゃなかですからね。地震とかそういう諸々ありますんで、雨の部分やら台風は事前にわかるやつはよかですよ。わからないやつの時の対応のためにもですよ、そういう人たちと協力して、協定を結んであるのであればですよ、そういうのをやっぱ町と社協なり、その人たちケアマネージャーなりと打ち合わせしてですよ、そういう密にすることがやっぱ今後の災害があったときに要介護者等の人たちを受け入れてもらえるような施設があるようにしていかないといけないんじゃないかなと思うんですよ。それでですね、そこらそういうことを踏まえた上でですね、受け入れはほんならもうそういう必要がなかった。今後はそういう受け入れを考えてるんですか。そういうことは考えてるんですか。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） はい。福祉避難時の協定ということですのでいろんな災害が想定されます。地震であったり、また今回のような水害も想定されます。そういうことですね、ただ福祉避難所につきましても既に入所されてる方がおられたりということもあります。そういう受け入れの体制、また受け入れするベッド数、面積等もありますので、有事災害が発生した時にはですね、あさぎり町の避難者、どういう方が避難してこられてどういう方が福祉避難所に移ったがいいのか、そこら付近は検討というか協議しながらですね進めていきたいというふうに思っております。

◎議長（徳永 正道君） 橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） そんな中でですね、現場の避難された中で先ほどもちょっと聞きましたが、現場の声は町としては把握はしてるんですかね。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） はい。災害当時はですね特に声はお聞きしませんでしたけれども、その後9月の25日にですね、あさぎり町の福祉避難所に係る協議ということで、町内の先ほどの福祉施設の7カ所と、プラスしらがね寮の代表者の方で、今回の災害の認識、また今の協定している内容のですね再確認ということで話をしております。またそういう諸々の課題があったということも聞いておりますので、今後それをどういうふうにしていくかということで、定期的に福祉避難所に係る協議を行っていくということで認

識を共有したところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） そうしたらですね今生活課長が言われましたが、生活福祉課長が言われましたが、協定している施設とですね、避難に対しての認識や共通理解はしているということではないんですか。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） はい、話し合い、協議の中でですね、そういうところを協定書の内容と共通の認識を図っていくということにしております。

◎議長（徳永 正道君） 橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） えーとですね、それではですねこれまで受け入れ実績があるのかという課題は今いうのを認識していくということでよかわけですね。実際これ先の9番議員の説明の時も小規模ネットワークの中でやっていくというの也被言われましたよね。説明がありましたけど、そん中に町もそしたら一緒になって参加してるんですよ。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） はい。避難構造、要支援者の把握というところでございますが、社協さんで行われております小地域ネットワーク、また民生委員さんも同じような入ってですね、プラス自主防災組織等も今後はですね含めながら、地域内のそういう要支援の方の名簿づくりにつきましては今後行っていくというふうに計画をしているところです。

◎議長（徳永 正道君） 橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） 昨日ですね、福祉の説明の折、一たん岡原福祉センターに受け入れをすることと言われましたが、その時は受け付けして各施設に回すようにするのか、それとも岡原の福祉センターが受けるんですか、どちらなんですか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、それはちょっと私がフライングしてしまったんですが、今現在ですね危機管理監が今橋本議員が言われたような、まさしくそのことを危機管理監が中心となって、そして区長さん、それから自主防災組織の会長さんたちとその辺のところを今煮詰めているところです。避難所の運営をもう職員だけじゃなくて、そしてやはり地域住民の皆さん、自主防災の組織の皆さんたちと一緒に運営していこうということも含めて、それから要介護支援者を、いきなりその福祉施設にお連れしても、向こうの受け入れ体制ができていない、あるいはもうマンパワーが足りないということになると、もうたらい回しになってしまいますので、そこのところもですね、今ふれあい福祉センターが3月にはでき上がりますので、そこを一つの拠点としてやっていこうという、そういう今まさしくそれを今検討しているところで、今橋本議員がまさしく心配しておられるそのところを十分今検討しているところですので、また今日そういう橋本議員の御意見も伝えまして、しっかり検討するようにしていきたいと思ひます。

◎議長（徳永 正道君） 橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） 予定では社協の話までせんばんとやったですけど、今フライングって町長がフライングということやったんで、対応このことはですねしっかりと検討していただければと思ひます。えーとですね、そしたらですね、施設をしない高齢者やひとり暮らしの連絡網ほどのようにやっていくのか。私が思うにですね、先ほど言われましたように自主防災組織の長、区長、民生委員、民生児童委員、社協、ケアマネージャー、施設のメンバーとして必要になってくると思ひます。このメンバーで、今さっき町長が言われたようにですね、会議をされていろんな構築をしていくことによってネットワークづくりを作らんばんと思ひますね。今後そういうことをもう1回ちょっと聞いとっていいですか。それやっつかれ

るて今言われましたが、個人情報の観点ですもんね、要は介護者の把握する意味で、連絡網と連絡、携帯、連携の意味で、自主防災組織と区長、民生児童委員、社協、ケアマネージャー、福祉施設の連携が必要になってきます。この連携を十二分に会することが大事なんで、例えばモデル地区があればですね、前回の説明もありましたが、モデル地区があれば、その方を町としてどう広めていくのか、まず聞きます。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） はい。まず災害時にですね、いろんな支援が必要な方につきましては災害時要支援者ということで、これにつきましては災害基本法ですもんね、高齢者、障害者、それから乳幼児など、もう特に配慮を要する方が災害発生時の避難に特に支援を必要とする方の名簿が避難行動要支援者名簿ということで位置づけをされております。あさぎり町の場合はですね、この避難行動要支援者名簿の作成の対象者が2,428人、これは11月の25日の段階で2,428人おられます。これ高齢者、先ほど言いましたひとり暮らし障害者手帳の一級、介護の要介護が3以上の方などが含まれます。このうちですね、名簿の情報に提供を同意いただいている方が527人ということで、名簿対象者は2,428人ですが、この名簿提供同意者は527人ということで、21.7%の方が同意いただいておりますということで、この方が名簿に載っておる数ということになります。で、これ以外ですね、名簿に載っておられない方も多数おられるわけで、この方たちをどう把握していくかというのが一つの課題であります。課題につきましては、社協のほうで行っております小地域ネットワーク、それから民生委員さんの情報、それと今活動しております自主防災組織の活動、それをもとにですね、個別の避難の計画を今後作成していくという段取りへ考えております。

◎議長（徳永 正道君） 橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） 今言われたようにですね前向きに、やっぱり登録している人は527人しかおられんし、実際に2,428人ですかね、その人が要介護者、支援者がおられる中で、21.7%ということですね、実際やっぱり私もですね父が介護しておりますけど、介護をする身になればですねやっぱりほんどどやんなつとかなってという不安になって思うんですね。そういうところをやっぱならんようにですね町はやっぱりそういう連携をさせていただいて、そういう形をとっていただくのが1番いいと思いますんで、よろしくお願ひいたします。さっきちょっと聞いたんですけども、モデル地域っていうのはまだそういうのは設定はしてなかつたんですね。昨日4地区をなんかかモデル地区にという説明を受けたんですけど、それとまたこれ違うんですか。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） はい。昨日の支え合いマップづくりにつきましては、昨年からですね、上の石坂地区をモデル地区として、マップづくりに取り組まれたということで、そのマップづくりの中でもですね、こういった要支援者関係の方の情報等も入れていただければ、より正確な情報が入ってくるということと、他の4地区につきましては、他の3地区ですね、につきましては、今年度からマップづくりをされておるということでございます。

◎議長（徳永 正道君） 橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） それでしたらですね、今私がちょっとお願ひしたような形で、そういうことをつくっていただいておりますね、やっぱりモデル地区をどっかのモデル地区をつくっていただく。先ほど言った4地区が1番先進なんのであれば、その4地区のね、先頭行けるところに一つのモデル地区として、そして実際その事をやっぱシミュレーションせんばわからんすもんね。実際、ただ絵に書いた餅だけじゃいかなんですから、実際そういうことはやって、実際、やっぱ年に1回か2回ぐらいやっぱやっていかなばんと思うとですたいね。そういうことでやって実際の災害が起こったときに対応できるシミュレーションはし

ておかんばですね。ただ書いたばかりではいかんですから、そのこともやっば考えていただいて、年にやっばせめて1回、2回ぐらいはやっぱりやっていたいただければなと思うんですが、そういう考えありますか。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） はい。支え合いマップにつきましてはですね、常に情報は変化していくということですので、マップをつくったからこれで終わりというわけではなく、常にこう定期的な見直しが必要ということになりますので、定期的にこう寄っていただいてですね、計画の再検討見直しも進めていただくことになろうかと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） それではよろしく申し上げます。次にいきます。今後の避難所の数と整備について、コロナ対策を入れたところで考えていく必要があるのではないかと思います。先ほど総務課長の説明で、21カ所防災計画にありますが、それは妥当なのか。前回の時避難所、深田から地区から須恵地区や校区内でも隣の地区に移ってもらうのは大丈夫なのか。そういう諸々のがあつとですけど、そういうので今21カ所となっておりますけど、実際それで大丈夫ですか。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。現在の地域防災計画の中では21カ所を指定しているというものでございます。この指定の基準、根拠につきましては、やはり大地震というものも念頭に指定しております。球磨郡の南縁断層というものがありますので、被災、地震が起きた場合のシミュレーションといたしまして、約3,000人近くの方が、やはり避難を余儀なくされるというデータがございます。その方たちをしっかりと受け入れるためには、やはりこの21カ所小規模のものもありますが、体育館等も含めての指定が必要というものでございます。

◎議長（徳永 正道君） 橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） っていうことは、21カ所でよかつていう考え方でいいんですか。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） 先ほど現在の防災計画書の基準を申し上げました。しかしながら、今回のコロナ感染症対策等さまざまな状況を考慮する必要がございます。それと先ほど議員がおっしゃられました地域を超えた避難というものも考えていく必要、今のところもうその地域間地域限定という避難はしておりませんが、やはりしっかりした避難所の体制を講じていかなければならないと思っております。先ほど来生活福祉課長も申し上げておりますとおり、支え合いマップ、また小地域ネットワーク、それとこの防災、福祉と防災をもうリンクさせて今働きかけを危機管理監を中心に行っております。これによって地域のコミュニティーを醸成するという考えに基づくものでございますので、その地域でやはり避難所というものも変わってくると思います。より避難しやすい場所があると思います。それを踏まえて、また大規模な避難所も構築していくということで、現在21カ所は指定しておりますが、今後の各地域の取り扱いによっては、改めてまた検討し直す部分は十分にあると考えているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） あのですね20カ所だけですね今はもうただ避難所に避難するっていう各指定した避難所に避難するわけなし、車で避難する人達も出てきますんで、そういうこともやっば今後は踏まえてですね、車で行けると。ただ行って逃げたほうがよかつていうとかですね、場所とかもそういうのも考えた上でやっば今後はそういう避難所のあり方を、避難する場所ですね、場所を考えていただければと思います。整備計画を町民の共助につなげていかなきゃいけないのですが、どのようにして共助につなげていくためにですね、計画を伝えていくのかはどう考えられていますか。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。この防災対策につきましては、やはり自助・共助・公助とありますが、共助というものが非常に重要になってまいります。先ほど職員の体制につきましても答弁させていただきましたが、やはり公助での限界というものはあります。よって共助というものを今からさらに醸成していくことに働きかけを行っていきたくて思っております。それにつきましては先ほど来申し上げておりますとおり、各地域での自主防災組織、関係機関と連携して地域での取り組みについて働きかけていくと。危機管理監がもう要請があったらすぐ行って町の現状であったり、今後の目標等を踏まえた講話を行っているところでございます。そのようにして、共助によって安心したまちづくりをさらに進めていくという観点で今後は進めてまいります。避難所につきましても、先ほどまずは量的な確保をしているものでございます。それを議員から御指摘があったとおり、次は質を求めていく必要があるということも認識しておりますので、今後はその観点からしっかりとした防災施策を進めていきたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） 今地域の自主防災組織を通していくということで総務課長が言われましたが、実際ですねまだ自主防災もきちっとできない状態のところもあります。自主防ができてとってもですよ。実際の伝わっているかの確認というのはですよ、なかなか今、今度危機管理監がこられてそういうこうしていくかなということですが、最終的に確認というのはどうやって確認するつもりでおんなつですか。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。あさぎり町行政区52行政区でございます。自主防災組織、組織率は100%、これはもう県下でもいち早く100%を達成したものでございます。そして52行政区の中で、やはりさらに細かい対応ができるように行政区でも二つ、三つ組織しているところもございます。それぞれで活動は行っていただいておりますが、議員から御指摘があったとおり、やはり共通認識の場がこれまでありませんでした。区長会を通じていろんな実践発表等は行っておりましたが、なかなか伝わらない、また会長も違う方がされるという現状もございましたので、今年はその自主防災組織の代表者連絡会議を組織いたしました。現在まで2回会議をしております、現在の町の考え、また各防災、自主防災組織の取り組み等について共有をしていく場として今後も進めてまいります。

◎議長（徳永 正道君） 橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） さっき言われたようにですね、言うだけじゃだめですよ。町民の方が動いて初めて伝わってですから、やっぱりそこはやっぱり重視していただければと思います。去るですね、10月5日の熊本県町村議会議員研修会により防災システム研究所所長防災危機管理アドバイザーの山村武彦先生が、これからの防災のあり方について講演されました。その中に、自助、共助、公助が大切だと言われました。高齢者社会の場合、近所で助け合うことが非常に大事となってくる。向こう3軒両隣と言って昔からようありますよね、助け合う。近くで助けるですよ、近所。近くで助けの考えが必要です。日ごろから隣近所、隣近所のつき合い、隣保班単位でのつき合いが大切です。このことは高齢者の方々やひとり暮らしの方々を守る上で、災害から守る上で1番大事なことだと私は思います。8月に橋本危機管理監が来られより一層防災意識が高まりました。来年度今回のような自体が発生しないことを祈るとともに、地域で支え合い、ひいては高齢者やひとり暮らしの人を見守り、いざ災害があったときに、日ごろから共助、御近所で意識してシミュレーションしていくことが大切です。スムーズに避難が行え、少しでも災害がなく、避難者の不安や精神的苦痛を和らぐようにお願いしたいと思っております。総務課長。町長はまだ後でいいです。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。最後に言われました避難される方、町民が少しでも不安が和らぐように

対応していくと。これはもう当然行政が果たすべきものでございます。そのためには近所ということも言われました。その前に両隣、互助、お互いに助け合うというものも必要でございますし、支援が必要な方への近所も必要と思っております。先ほど来申し上げておりますとおり、やはり地域、小さな小地域でのネットワークというものを非常に重要視しなければならないと思っております。特に、知った方がいる、避難所にいるというだけで、やはり安心感は増すというふうにも思っておりますので、ぜひ両隣、近所の方で助け合いながら、少しでも不安が解消できるような仕組みづくりをやはり地域の方と一緒に進めてまいらなければならないと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） それでは私がですね、私が今防災士をさせていただいてますが、たくさん気づいたことが見えて実感したのですが、決まりきったことをやることは当たり前。住民一人一人の意識づけが必要です。自らの命を守る事を身につけさせることが重要です。そのことを具体的にどうすればいいのか、よいかを考えて、実行していただければと思います。最後に町長に答弁をお聞きして、私の一般質問を終わりたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、今橋本議員から大分御訓示をいただきましたので、それを今後の避難所、開設避難所運営にも生かしていきたいと考えてますし、先ほど言われたように、もう私も先ほどの3番議員にも答弁の中で申しましたけども、もう考える事項、いかに成果を上げていくか、もうそういうふうな段階ではあるだろうと思います。それで避難所の考え方ですけれども、発災前、例えば台風だとか大雨とか、今から来るだろう災害に備えた場合の避難所の運営の仕方と、災害が発生して、今回の7月豪雨の災害とかあるいは地震での災害、での避難所、二つの形があると思うんですね。そういうことを想定しながら、今危機管理監のほうもそういうマニュアルを作成してるところでございます。そういう中で、やはりもう職員にも限度がありますし、そしてまた職員も今回も7月豪雨では上水道が大きな被害を受けました。給水車も熊本市と福岡市のほうからおいでいただいて2カ所で給水応援していただきましたが、その時もお任せするだけじゃなくて、やはり職員も張りついていかなければならない。自分たちの毎日の業務の他にそういういろんな災害対応が出てきますので負担が大きくなってきます。それは球磨村等の残業時間とかが新聞等に書かれましたのでですねやはり職員の生命を守るということもやっていかなきゃいけない。そうなるとうちさきから言われるように、共助、そういう部分をですね、大いにやっぱり組織づくりとかさきから言われたように、どういうふうな意識づけをしていくか、そういうところが非常に大事になってくると思いますので、今橋本議員が言われたようなことをですね、しっかりと受けとめまして対応をつくっていききたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

○議員（5番 橋本 誠君） 終わります。

◎議長（徳永 正道君） これで5番橋本誠議員の一般質問を終わります。ここで休憩をいたします。午後は13時30分からです。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時30分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。次に、10番、皆越てる子議員の一般質問です。皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） 議長。

◎議長（徳永 正道君） 皆越てる子議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい。お疲れでございます。10番、皆越てる子でございます。今回は、今やるべきことは何かというようなことで、自分を試み何かを問いただし、新型コロナウイルス感染症対策について着眼点を絞って問うとともに、地域を支えるボランティア団体の育成強化について質問させていただきます。まずは、新型コロナウイルス感染症が世界的に猛威をふるい日本においても、一向に終息に向かう気配を感じさせない。むしろ第3波が押し寄せているとの報道でございます。また、本日の町長の朝のお話では、身近にというようなお話でもございました。ワクチンの開発を待つところでございますが、それまでは気を緩めることなく、3密の回避、基本的な手洗い、消毒、マスクの着用を励行しなければならないと考えております。このような中、国、県、町としてもさまざまな手だて、対策をしているものの、長期化によりまして、町民の生活に悪影響が出ていると感じております。1点目に子育て世代に経済的負担が増加していないか伺いいたします。昨日本日の3番議員に対しても回答はございましたけども、あえて質問させていただきます。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） 先に私のほうから少しお話をさせていただきまして担当に変わりたいと思います。もう本当に第3波、世界的に物すごく感染者が増え、また重症者が増え、また亡くなられる方も増えております。もう深刻な状況になっております。国のほうも経済を支えるということでG o T oキャンペーンを始めたわけですが、それで感染者が増えた結果になって、また飲食店も閉めざるをえない、もう本当に飲食店を経営される方々の方ですね悲鳴が聞こえているような気がします。そういう中で議員がほんと仰せられるとおりですね子育て時代の方々の支援をどうやっていくか、これについては本当に私たちも一生懸命今対策を考えているところです。今経済的な状況が正確に把握できてません。今これからまた申告等も出てきます。その中で状況がわかってきたところですね、また具体的な対策をしていきたいと思いますが、手遅れになるといけませんので、スピードを持ってやっていきたいと考えております。またいろいろと御指導いただきたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） はい。子育て世代に経済的負担がというお尋ねでございますが、子育て世帯の新型コロナウイルス感染症の影響としましては、春先からの学校の休校、また保育園、認定こども園等の方ですね登園自粛によりまして、家庭で過ごす時間が大きく増えたということで、お昼、昼食代、またおやつ代、また光熱水費ですね、それとかマスク、消毒液等の購入であるなどについては経済的負担が増えたものと思われまます。また保護者の職業、職種によってはですね、これらの影響によりまして、大きく収入などの減少があった世帯もあるというふうに考えております。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） 今ですね課長が示されたとおり、休業によりまして食事の増額というようなことも私も聞いておるわけでございます。先日のですねテレビの放映を見ますと女性にもですね営業時間の短縮、雇い締め等でですね収入が少なくなり、精神的に追い詰められたという事例とかもあるようです。また共働きの家庭でもですね、収入減によりまして、先ほど申しましたように食費を切り詰めるとか、習い事をやめさせたとかというお話も聞いております。これも女性活躍推進の影で幅広い世代に及ぶ女性の危機であるというようなことも聞いております。午前中の3番議員の質問にもですね、ひとり親世帯について臨時特別給付金5万円の支給というようなことが報道されました。町としてですね他に何か考えておられることはないでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） はい。新型コロナウイルス感染症にですね、の影響によります支援の状況につきましてちょっと説明したいと思えます。まず4月から保育園等の登園自粛につきましては、登園自粛されましたところの保護者につきまして保育料等の減免をいたしております。ピーク時は180名の子供が登園を自粛されたということでその分の44万程度につきまして還付をしたところでございます。それから、保育園、認定こども園に通います3歳から5歳児までのですねうちで、18歳未満の範囲内で第3子以降の子供の副食費につきましては、今年の4月から来年の3月までを全額補助するという形で予算的に言いますと、4,500円の65人の12月分ということで、351万円分を予定しております。それから児童手当を受給される方につきましては、1人児童当たり1万円をですね、子育て世代への臨時特別給付金として6月9日に支給をしております。それから町の独自の支援策としましては、平成14年の4月2日から平成16年4月1日生まれの子供さんを扶養されておる保護者に対しまして、対象を生徒1人につき1万円を子育て世帯への臨時特別給付金の拡充分として支給をしておる状況であります。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） 町としてですね、いろんな方策を練っていただいていることに感謝申し上げます。私これ社会協福祉協議会からのお知らせにあったんですけども、令和2年の7月豪雨災害による生活福祉特別貸付金のお知らせというのがありました。ここで、これは豪雨災害のみでしょうかというようなことでお尋ねしましたら、豪雨災害のみで、特例の貸し付けになっておるといようなこととございました。この貸し付けは利用されておるかということお尋ねしましたら、豪雨災害による特別特例の貸し付けはしておりませんといような社会福祉協会のお答えでございました。そこでですね、社会福祉資金というのがあるといようなことも今ネットで見ましたので、それならば生活福祉資金を利用されておられる方がいますかといようなことをお尋ねしました。町としてですね、生活福祉資金を借り入れておられるという状況等がおわかりでしたら、お知らせお願いしたいと思えます。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） はい。

●生活福祉課長（山内 悟君） 生活福祉資金の借り入れの状況につきましてはこちらのほうではちょっと把握はしていません。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい。私もですね福祉協議会にお尋ねに参りました。そしたらですね、借入限度額が20万円で1年据え置き返済ができるといようなことで、現在ですね32名の方が借り入れているといような御報告もいたしたわけでございます。それとですね、これ全体的にですけども、報道によりますと生活保護世帯が多くなったといようなことも聞いておりますので、町の現状をお知らせお願いしたいと思えます。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） はい。生活保護世帯の状況でございますが、昨年度、元年度、令和元年度につきましては、年度で10世帯、10人の方が申請されまして決定まで至っております。それから令和2年度でございますが、12月8日現在でございますが、申請決定まで至った世帯につきましては、8世帯の10人ということでほぼほぼもう令和元年並みに今なっておる状況でございます。それからあさぎり町全体で言いますと、現在87世帯112人の方が生活保護を受給されておるという状況であります。この中の相談を受けた中でですね、コロナ関係で直接コロナ関係ということでは言えませんが、家庭の諸事情によるものというふうに思っております。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい、わかりました。町の現状をですね把握することができてあ
りがとうございました。それではですね、2点目ですけども、小中学校の授業環境に対する影響についてお
伺いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） はい。小中学校の授業環境に対する影響ということでございますが、文部科学省
のガイドラインに基づきまして、児童生徒には手洗いやうがいの励行、マスクの着用、登校時の検温の徹底
を実施しております。そのために国の新型コロナウイルス感染症対策支援事業を活用いたしまして、感染症対策用と
してのマスクやアルコール消毒液等の保健衛生用品や、サーモグラフィーや非接触体温計などの機器を購入
しております。授業の面では、窓2ヶ所以上の開放による関係、対面形式となるグループワーク等や理科な
どの児童、生徒同士が近距離で活動する実験等につきまして、一定の距離を保ち、同じ方向向くなど、向く
ように指導し、回数や時間を抑えるなどの感染予防に努めております。また、発熱や風邪の症状がある児童
生徒につきましては、熊本県の基準にのっとりまして、出席停止とするなどの感染防止に努めているところ
でございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） 午前中ですね答弁の中にも、昨日の答弁の中にも、学力の低下を懸
念しているという教育長のお話でもございました。また中学校では、受験を控えて学習支援員の4名の体制
で未来塾を毎週火曜日実施しているというようなことでございました。私もですね上小学校へ、10月は6
年生ですねクッションづくりへ3日間そしてまた11月は5年生ですねエプロンづくりに2日間ミシ
ンのボランティアとしてお手伝いに行かせていただきました。先生方とお話する中でですね、先生どうい
うもうコロナで何か困ったことはないでしょうかというお尋ねしましたら、いやもう大分元の生活に戻っ
たですよというようなお話でもございましたけども、やはり休業とか夏休みですね、期間の短縮によって、先
生方の焦りとか先生方の心のケアはどんなかなと思いますので、先生たちのその辺のところのお考えを教育
委員会にお尋ねいたします。

◎議長（徳永 正道君） 教育長。

●教育長（米良 隆夫君） 失礼します。ほんとに上小学校への御支援等ほんとにありがとうございます。や
はり子ども達だけではなく先生方もやっぱりコロナウイルス関係ではだいぶんこう気を遣っておられます
し、児童生徒への指導等も本当に一生懸命やってもらっております。心から感謝しております。先生
方におきましても、やはりいろんな形でのストレス等がたまっておりますので、先生方へのケアといたしま
して、やはり県のスクールソーシャルワーカー等を活用しながらも、打診もしておりますのでございますが、
今のところ各学校から各先生がたの状況等については、個人的には上がってきておりませんが、しかしろ
んなストレスを抱えているかと思っておりますので、各小中学校との連携を大切にしながら、先生たちも見守っ
ていきたいというふうに思っております。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） 分かりました。先生達もですね連携を密にしながら、その心のケアに
当たっていただきたいと思っております。またですね、年間行事、小中学校の行事に触れてみますと、修学旅行と
かですね、部活動運営とか、部活動各種大会への出場、英語検定等ですね補助金が令和2年度も予算化さ
れておりますけども、その現状についてを御報告いただきたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） まず、クラブ活動が3カ月間停止しておりましたこと、また郡体等の開催につ
きましてもほぼ中心になったことによりまして、クラブ活動に対する補助金につきましてもはかばか執行率が悪

いような状況でございます。そのために、今回12月につきましては、それらの補助金については、減額をする予定でいるところでございます。修学旅行の実施につきましては、期間を延長しまして、2月実施というところで計画しているところでございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） 修学旅行は2月に延期っていうようなことでもございました。5年生ですかね宿泊訓練というのもあると思いますけども、その辺はどんななっていますでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 米良教育長。

●教育長（米良 隆夫君） 失礼します。はい。これにつきましても、各学校です、各計画に沿って実施しておるところでございますが、これも芦北青少年の家のほうも非常にそこを配慮していただいて、学校同士が合わないようになっていような配慮をいただきながら実施しております。あさぎり中学校のほうもそういうような配慮を受けまして、集団宿泊教室は受けております。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい、わかりました。それとですね英語検定料の補助金というのもありますので、その検定はどうなってるのでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） はい。英語検定につきましては、第2回目を実施しておりまして、参加者につきましては第2回目が72名英語検定を受験しております。第3回目につきましては、今受け付け中でありまして、78名が受験する予定でございます。予定では合計の150名を予定しているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） 英語検定においてはスムーズにいったるというようなことで理解いただきました。それでですね、また外国から受け入れております小中学校のALTの現状と今後の課題についてお尋ねいたします。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） ALTでございますけれども、今現在1名在籍しております。2名につきましては、本来であれば7月に来日する予定でございましたけれども、新型コロナウイルスの影響ということで、今の予定では12月中旬には来日する予定で、1月からは業務のほうに入っていただく計画でございます。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） 今の答弁では、12月からは元のALTさんの開始で英語の勉強をしていくというようなことで理解していいのでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） はい。今、議員のほうにおっしゃっていただいたとおり、1月からは3名体制での実施を計画しているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） そうすると令和3年度の計画については、このまいくというようなことで理解していいのでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 令和3年度につきましても、今度来日する2名と今現在おります1名、3名体制での継続ということで計画しております。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい、わかりました。それとですね、冬休みは計画どおりするという

ような、私も先生からお話は聞いておりますが、この第3波がしてくるとですね、どんなかなという懸念がありますけども、現在のところのお知らせをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 教育長。

●教育長（米良 隆夫君） 冬季休業日につきましては、一応本町はもう従来どおり28日からというところで進めております。特に学校閉庁等のほうは設けておりません。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい、よく分かりました。早くですね、元の学校生活ができることを願って次の質問に移ります。3点目としてですね、乳幼児の保育環境への影響はないかお尋ねいたします。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） はい。まず保育園等の行事につきましてはですね、春先からの卒園式、また入園式の規模縮小を始めまして、始め、運動会の時間の短縮、また応援見学の制限、それから発表会につきましては、年齢ごとに時間を区切られての開催、また閲覧者の制限、また延期されてるところもございます。それから卒園旅行につきましても中止、または近隣の場所へ変更されたということで、コロナの影響が出ておるといふふうに考えております。特に年長さんにつきましてはですね、ちょっと可哀想という意見等もございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい。これ毎日新聞のインターネットで見たんですけども、コロナ拡大、乳幼児健診休止相次ぐ。病気がや虐待見逃す恐れというようなことで、このインターネットから印刷してきたんですけども、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、乳幼児の集団検診を一時休止している自治体が相次いでいることが毎日新聞の調査で判明した。検診は病気や虐待に気づく面、発端となるだけに影響が懸念される。第3波が押し寄せる中、どう検診を実施していくのか自治体は苦慮している。というようなことで、乳幼児健診はすべての1歳半と3歳を対象に、地区町村に実施が義務づけられてるっていうようなことで掲載されておりましたので、この乳幼児健診についてもお伺いした訳でございます。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） 乳幼児健診につきましては、4月に実施する予定にしておりましたものにつきまして、当時緊急事態宣言が出されましたので、その関係で実施を見送ることにしておりました。それから5月に緊急事態宣言解除後にですね、それを実施したというようなことで、感染対策を徹底して実施したというような状況でございます。その後につきましては、もうずっと通常どおりの乳幼児健診を実施している状況でございます。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） 分かりました。乳幼児健診というのはほんと義務づけられておりますので、どうかですね漏れのないように対処方よろしくをお願いいたします。それではですね、次に、地域を支えるボランティア団体の育成強化についてお伺いいたします。今回ですね7月4日の豪雨災害を目の当たりにして、被災後の復旧復興に欠かすことのできない災害ボランティア、今回の豪雨災害後のケアを個人としてボランティアに参加し、人様のありがたさを感じることができましたので質問させていただきますが、個人のボランティアで一役有名になられましたスーパーボランティアというような方もおられますけども、私はですね、私なりに参加させていただいて、どういう団体がおるかなあというようなことで感じましたので質問させていただきますが、1番として町ではボランティア活動を個人、団体がしているのかお伺いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） はい。ボランティア活動につきましては、あさぎり町社会福祉協議会が事務局となりまして、あさぎり町ボランティア連絡協議会というものが組織されております。会の目的としましては、町内でボランティア活動を行われている個人及びグループを対象にですね、会員の登録を呼びかけて、ボランティア活動者それぞれの活動を行う上で、需給の調整を図ることにより、幅広い活動の援助ができることを目的とし、さらには町内におけるボランティア活動者の密な連絡をとることを目的とするというふうにされております。会の事業としましても会員相互の交流と情報交換、関係機関、団体との連絡調整、ボランティアの啓発などを行うということになっております。主な会員はですね、社会福祉施設や団体と現在の地域の婦人会、また老人会、九つの団体で構成をされております。人数的に言いますと421名ということで個人での登録はございません。主な活動としましては、災害ボランティア設置訓練への参加や、あさぎり町福祉まつりへの参加、火の国ボランティアフェスティバルへの参加、また清掃作業ということでさまざまな団体、個人さんがボランティア活動をされておるといところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。先ほど皆越議員のほうからスーパーボランティアのお話がありました。全国的な有名な方は大分の方、それから先日は八代のスーパーボランティアの方も新聞紙上で紹介されてましたが、あさぎり町のスーパーボランティアは皆越議員ではないかと思えます。私も何度か出発する時にあいさつに行きましたけども、ほぼほぼ全回出席していただきました。本当にありがとうございました。仕事、議員活動、お忙しい中にそういう時間を割いて、やはり活動していただくということは私たちの模範とするところであります。本当にありがとうございます。またあさぎり町もこれからですね、ボランティア活動の内容、そして質を高めるために、社協と一緒に活動していきたいと考えております。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） ありがとうございます。町長。私もですね、この以前ですねこのほのぼのという冊子、広報紙ですけども社協の、この中に各種団体のボランティアがですね、総会をした時に50名が参加したて書いてあったもんですから、どういう団体があるのかなあとって社会福祉協議会にお尋ねに行ったんです。そしたらですね、やはり先ほど課長が説明されましたように、地域の婦人会、上・免田、民生委員、球磨老健、傾聴ボランティア、認知症のにこにこ笑顔の会のオレンジカフェ、もしもしおたっしヤクラブとか、シルバーヘルパーの団体というようなことでございました。またですねこのほのぼのを見ましたら、団体がですね駅前振興会様とか、南稜高校ボランティア部会様とか、あさぎり町の防災士会さんもですね立ち上げられて、ボランティアというようなことで取り組まれておるように感じました。町としてもですね、7月豪雨の災害後にいち早くあさぎり町災害ボランティアセンターを開設していただきまして、7月7日より19日まで社協の冊子を見ますと、延べボランティア参加者254名、活動件数41件、活動内容は住居内の被災家具の搬出、土砂の除去と支援物資もたくさんいただきましたというようなことでございました。またその後はですね、町としては人吉とか球磨村へボランティアバスを運行していただきまして支援していただきました。その中でもですね、職員の方もですね、土曜・日曜を返上いたしまして、ボランティアに参加させて、参加していただきました職員もおられます。そこでですね、職員にもボランティア休暇があるというようなことを聞いておりますが、その内容について御説明をお願いしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） 職員のボランティア休暇についてですが、この休暇につきましては、職員の勤務時間休暇等に関する条例の中に定めてある特別休暇の一つでございます。要件といたしましては、職員が自発的に、かつ報酬をえないで社会に貢献する活動を行う場合ということで、いわゆるボランティアを行う

場合の休暇でございます。その活動にも限定列举されておりまして、一つ目は災害に対する被災者の方を支援する活動、次に障害者支援施設など福祉施設で必要な支援を行う場合、三つ目といたしまして、個人の方が障害、または負傷等で日常生活を営むのに支障がある場合の支援をする場合には休暇が認められております。休暇の日数にも限度がございます、1年につき5日の範囲内とされているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） ちなみに取得された方がおられますでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。はい。今回7月豪雨に対して先ほど議員がおっしゃっていただきましたとおり、職員も土曜土曜・日曜多くの参加をしているところです。土曜・日曜ですので、この休暇は利用しておりませんが、1名においては、この休暇も利用してボランティアに参加したものでございます。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい。私もですね、職員の方に同行したときにですね、ボランティア休暇をもらって参加しましたというような職員さんがおられましたので、そうですか御苦労さまって言った次第でございます。このですね、私平成2年度の予算書を見ましたときに、母子健康事業費の中にですね、役務費の中に、推進ボランティア保険料というのが1万6,000円予算化されております。私もこう何かあって思ったらこれは乳幼児か何か家庭訪問じゃないかなあとと思いますけれどもその辺のところの御説明をお願いしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） その件につきましては母子保健推進員の方のボランティア保険料でございます。現在今時点では19名でございますけれども、活動いただいております。生まれた赤ちゃんのですね、健康状態の把握であったり、乳幼児健診のお手伝い等をしていただいております。活動につきまして今年は新型コロナの影響でですね、3月から自主的に活動を中断していただいております。それから6月に再開されたんですけども、ただ7月からまた豪雨災害がございましたので、そこでまた中断しているというような状況でございます。今後もですね、また新型コロナの状況を見ながら、活動再開されていられるものと思います。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい。このコロナウイルスの中でですね、こういう活動を自粛しなければならないという現状が把握できました。私もですね、実はもう以前ボランティアに参加してもらえないでしょうかというようなお誘いがありましたけども、やはりこれは2人1組でないと家庭訪問ができないというようなことだったのでございましたので、2人ペアならばもう相手に御迷惑かけるからというようなことで、遠慮させていただいた経緯がありましたので、ここに質問をさせていただきました。2番目にですね、活動を見守る支援策を何か考えておられましたらお示しいただきたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） はい。ボランティア活動の支援策ということでございますが、町としましては美化パートナーでの活動とか、住民協働での活動とさまざまな団体さんへの活動の支援を行っておるところでございます。まちづくりの支援等につきましてもこれにつきましては、企画財政課のほうでも支援をしておるところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（船津 宏君） はい。まちづくり運動助成金というのがございます。支援の内容としましては、まちづくり運動の住民単位で構成された団体の方に、その計画書に基づくイベントの実施、あるいは年3回以上の清掃美化作業等の実施に対しまして、年間の1回の助成限度額を10万円といたしておまして、

交付を受けられる期間については原則2年間としておりますので、1年1団体で受けることのできる最大の助成金額は20万円というふうなことになります。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） やはり町としても支援策を考えておられるということが理解できました。でですね私の地区でもですね、今年、去年ですね、この支え合いマップっていうのをですね、溝口議員区長でございましたので、その時に立ち上げてこの支え合いマップをつくりました。そんときにですね、4月からですね、食事の提供はどうでしょうかというようなことのお話がありました。あさぎり広報でも取り上げていただきましたけども、毎週水曜日ですけども、ひとり暮らしのお年寄りの昼食のお弁当を200円ずつつくっております。これもですね、6名のボランティアが提供するというようなことで、金額も200円を出してこの作る人も昼食をいただいております。これもですね、地区の皆さんの理解がないことではできないことでございます。公民分館の使用、高熱水道料金ですね、またお米とか野菜の提供もですね、地区の自助、共助で運営ができていっているというようなことを、感謝申し上げております。1,000円、支援策としてですねこれ有償ボランティアポイントというのもですね、何か長野県あたりではあっているようですが、町としての考えはいかがでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。私も石坂区の最近のですねいろんな取り組み、小地域ネットワーク、それからマップづくり、いろんなことを取り組みされてまして、200円の弁当を配布されているということを知っていて、本当に感銘を受けています。確かに皆さんたちでいろんな経費を捻出しながらやっていかれる自分たちの生活もある上でですね、その周りの方に気配り心配りしながら、また費用も自分たちでというのは大変だと思います。確かに言われるように有償ボランティア、そういうものについてはですね、町もこれからなんかお手伝いできないか、それはじっくりと検討してみたいと思います。また先進地についてもですね十分調査したいと思います。ありがとうございます。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい。町長にですねそういう回答いただきましてありがとうございます。でですね私昨日の町長のですね地区統合のお話がありました。そこでですね、地区の統合のお話に行った時に、公民館まで行くのに遠いというようなお話でデマンドタクシーの利用はできないかなというようなことで話があったというようなことを昨日お話しされましたので、私たちこの朝石坂地区でもですね、このお弁当を今配食しております。で、この吉井地区でもですね公民館で食べたというようなことでほのぼのに載っておりました。で、1人でですねお部屋で食べるよりも、ひと月に1回ぐらいは公民館で集まって皆さんをおひとり暮らしですので、食べたらいよいよなというお話も聞きますので、このデマンドタクシーのですね利用方法もあるかなと思って昨日の100歳体操を町長がお話しされましたので、そこにヒントをえまして、これ昼食も配るばかりじゃなくて皆さんに来ていただいて公民分館で食べるとそうするとお話もできるしおいしだろうなというそんな考えも持ちましたので、そこ辺のデマンドタクシーのあり方についても御検討いただければと思いますが。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。今区の統合のことで、地区に出向きましてその協議をさせていただく中で、公民館建設を統合した上で公民館を一つつくとするとほんとに100歳体操の送迎が大変になると。だからやっぱり区の統合していくには、この問題をクリアしないと前に進まないということを感じまして、じゃデマンド交通を使えばいいだろうと。でもその費用をどう負担するのか。本当に同じ区内で乗っても300円ですので、そこは何とかですね、またやっぴいかなきゃいけません。担当とですね、協議していきたいと

と思いますが、案外ですね職員たちもみんなしっかりしまして、あんまり予算を使うことにはですね、やはり慎重な審議を必要としますので、そこはですね、また職員達と知恵を出し合いながら取り組んでいきたいと思います。少ない経費でよりよい効果が出るように、そしてまた区の高齢者の人たちがですねさっき言われるように、弁当と一緒に食べれるように考えていきたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい、御検討願えれば幸いです。3番目にですね、超高齢化社会が進む中に今後の育成強化について、お伺いしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） はい。ボランティアにつきましては本年の3月に策定しております第4次あさぎり町保健福祉総合計画の中ではですね、重点的な取り組みの一つとして地域福祉活動の活性化、ボランティア活動の充実ということを挙げております。今後少子高齢化が進行している中でですね、地域一丸となって保健福祉サービスを充実させるためには、ボランティアの活動を推進する仕組みづくりが大変重要になってくるということでございますので、今後は社協さんのですね地域福祉コーディネート機能と、ボランティアコーディネート機能の連携を強化しながらボランティア活動の促進、支援を行っていききたいということで社会福祉協議会とですね、連携をしながら進めていききたいというふうに考えております。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） 社会福祉業界と連絡をとって連携をとりながら図っていただきたいと思います。でですね、これは赤い羽根共同募金なんですけども、これは皆さんが500円出してこれもボランティアと思われませんが、地域にですね福祉にかかわるさまざまな課題が山積しております。こうした件を解決するためにですね、地域住民によるボランティア活動が盛んに行われてますというようなことで、これ社会福祉協議会からの情報なんですけども、このボランティアが盛んに活動されておる中に、自然災害の発生時などにおいてもボランティアは大きな力を発揮し、住民同士の支え合い活動は私たちの生活に、かけがえのないものとなっておりますというので、いかにボランティア活動が大事かっていうようなこともここで明記してあります。で、こういった方で赤い羽根募金はですねこうした地域で民間福祉活動を行う住民ボランティアを応援する募金ですというようなことでございますので、この赤い羽根募金のですねこの日赤から配分をいただいて団体ならば活動ができるかなあとと思いますので、この日赤にもですね、ちょっと助成金を出していただいて活動できるような仕組みをとっていただきたいんですがいかがでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） はい。赤羽募金につきましてはですね、社協で取り組まれておるということですがその配分についても社協さんのほうに行くということでございますので、内容等も確認しましてですね、どういうことが可能なのか、そこら付近につきましても今後検討していくということになるかと思えます。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい。ですね地域婦人会はですね、日赤から配分額を幾らかいいただいて運営しておるものですから、そういうこともできるんじゃないかなあ団体であればというようなことでお伺いしてみました。で、社協と連携をとりながらそういうことも考えていただきたいと思いますが。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） はい。ただいまの御意見ですね、社協さんと連携をとりながら確認しながら検討したいというふうに思っております。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） このボランティア団体がですね、あさぎり町にも多く広まることを祈念いたしまして、私の質問一般質問を終わります。

○議長（徳永 正道君） これで10番、皆越てる子議員の一般質問を終わります。ここで暫時休憩をいたします。10分間です。

休憩 午後2時17分

再開 午後2時26分

○議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（徳永 正道君） 次に8番山口和幸議員の一般質問です。山口議員。

○議員（8番 山口 和幸君） 議長。

○議長（徳永 正道君） 8番、山口和幸議員。

○議員（8番 山口 和幸君） はい、8番山口でございます。通告をしておきました2点について、質問をさせていただきます。質問をする前に、御礼と感謝を申し上げたいと思いますが、私も行政に携わりまして50年近くなりますが、こういった議会の席に選挙管理委員会の先生方をお呼びするという光景を、旧免田町時代から考えた時になかったような感じがいたします。そういう意味で、12月の大変慌ただしい時に私の通告した一般質問に答えていただくということでおいでいただきました。北川先生、鶴田先生大変御迷惑をおかけいたしますが、しかしこれが今後のあさぎり町の発展につながると信じておりますので、どうぞ趣旨を御理解いただきまして、本日の出席の感謝の意に表したいと思っております。それでは通告をいたしておきました1点目でございますが、明るい選挙推進運動についてということで質問をしております。選挙が公正かつ適正に行われ、私たちの意思が政治に正しく反映される選挙が明るい選挙であります。私たちの1票が正しく投票されることを運動するのが明るい選挙推進運動の目的であります。選挙管理委員会が、各関係機関の協力をえながら明るい選挙推進運動に取り組んでおられます。その活動状況を御報告願います。またあわせてまして附属機関になろうかと思うんでありますが、明るい選挙推進協議会の活動についても同様に報告願います。

○議長（徳永 正道君） 北川一之選挙管理委員会委員長。

●選挙管理委員長（北川 一之君） 皆様こんにちは。選挙管理委員会の委員長をしております北川一之でございます。よろしくお願います。選挙管理委員会は、執行機関から独立して公正に選挙を管理するために役場内部に設置されている機関ですが、選挙の管理以外に、選挙にかかわる啓発運動を行っております。その運動としまして、明るい選挙推進運動があります。明るい選挙は選挙が公正かつ適正に行われ、有権者の意見が政治に正しく反映されること及び、有権者の一人一人が選挙制度を正しく理解し、選挙に関心を持つことを言いますが、その運動の総合的企画及びその推進に資するため、あさぎり町明るい選挙推進協議会を設置しています。選挙管理委員会は、明るい選挙推進協議会と連携しながら次のような取り組みを行っております。一つ、県の明るい選挙推進協議会が主催する県民大会への参加、一つ、国、県の選挙時、役場に明るい選挙に資する垂れ幕の提出、広報紙や告知放送による投票への参加呼びかけなどを行っております。取り組みに対する職責的な効果は書かれておりませんが、町内におきましても、国、県の選挙だけではなく、町の選挙においても、年々投票率が減少している現状ですので、今後も明るい選挙を推進する取り組みを続けていくことにいたしております。

○議長（徳永 正道君） 山口議員。

○議員（8番 山口 和幸君） はい。大変ありがたい説明をいただきました。心から感謝申し上げます。

そして私ここに立っておりますが、昨年は先ほど申し上げましたとおり50年近い行政に携わりましたので、残された人生穏やかに送ろうということを考えておりました。その折に、いわゆる怪文書といいますが、誰が書いたかわからない等々のことに炭を発して、いわゆる議会が100条の特別委員会を設置されました。その時に、私自身のことでありますので私自身が1番承知をいたしております。時に、そういうふうに乗っかっておりましたものの、先ほど申し上げましたとおり100条の特別委員会を設置される前に私が経験上はというふうに申しあげましたが、実はこういった怪文書等々が出回る選挙というものを多分経験をしていなかったと思います。いわゆるもし意見を言うのであれば、堂々と実名を出してやるというのが正しいやり方でしょうと思いますが、その時にこの新聞を思い出しました。本日持ってまいりましたが、これは、令和元年の5月2日木曜日の人吉新聞の読者の広場でございますが、無投票多く、選挙に魅力あるのか。ということ。名前も書いてございますが、第19回統一地方選挙も幕も閉じ、静かな日常が戻ってきました。当選された方々におめでとうございまして申し上げます。今回のあさぎり町の町長選挙はかつてない戦いだっただと私は感じました。怪文書が出回り私宛にも届きました。もちろん差出人の名前も住所も番地もでたらめ。電話帳で番地を照合してみると別人のところでした。内容は、立候補した町議会議員の活動に対しての妬み同然の批判的な言葉が並んでいました。余りにも1人一人を詳細にまとめてあり、素人ではこんなことは知る由もないだろうと思える内容です。当人たちと長年仕事をしてきた人ではないかと思った。何の得になるのだろう。誰が読んでも相手候補の関係者と思うだろう。書いてあるのが真実ならば、今まで議会で問題視されて、広報紙誌にも掲載されただろう。今回の怪文書は詳細過ぎたことは裏面に出了たのではないかと思う。ちまたでは丸々さんや何々さんに決まっているなどとささやかれている。怪文書のほかにも、外回りしする人たちが尾行されて随分怖い目にあつたと聞いている。すがすがしい選挙を堂々とできないものかと残念に思う。名指しされた立候補者と議員さんたちの胸地はいかばかりだろう。と思う。特に誰もが驚き憤ったのはある方の御家族への抽象的な批判で、何も選挙に関係ないことを選挙に合わせたようにしたやり方だ。許しがたい行為だと誰もが口々に言っていた。私はとてもまねのできない恥いるやり方だと思った。テレビや新聞では全国的に議員不足でなり手がいないと報じている。選挙は私利私欲を捨てて市町村の発展のために活動しないと有権者たちはそっぽを向くのではないかと案じられる。明治、大正、昭和63年間にわたって国会議員を務めた憲政の神様尾崎行雄という方は、選挙標語づくりのたち達人で、有名な出たい人より出した人を、投票する際の心得として今でも語り継がれているという新聞記事でございました。それでこういったふうにさまざまなことがあつておりましたが、私を支持していただく方達から、やはりまちづくりをする上では、明るい選挙で堂々と戦って上がった人達でまちづくりを進めてくれないとどうしてもしこりは残ると。ということで、やはり発言できる場面に出て、そしてぜひこういった選挙が行われたい、あるいは議会が100条、議会の権力の最高だと思いませんか。実はそこに名指しをされたこれからあさぎり町の産業を引っ張っていかうとする経営者、まさに名誉毀損、あるいは損害賠償等々が言われても仕方がないような事に追い込んでいく。また学校法人の理事長さんが手紙を書かれておりましたが、本当に残念。私たちはこれから子ども達のために園舎を改築してやっつけようとしている。それが汚い金をもらってこの園舎をつくつたと言われたくない。という手紙を読ませていただきました。ということで、先ほど申し上げましたとおりここに今立たせていただいているのは、そのことも大きな理由の一つであります。そしてまた、おかげさまで多くの方の支持をいただいて、こちらのほうに立たせていただいておりますことにも感謝をしておりますので、ぜひともこのことは私が在籍する時に何とか次世代にこういうことをやる町を変えて引き渡すということが私の役割だと思います。私も心の中で北川先生、鶴田先生をお呼びしてこういうことを申し上げる、大変心苦しいんでありますが、やはり私たちだけでは力が足りないかもしれません。そこで、選挙管理委員会その附属機関の協議会と一緒にね町民の方々に訴えて、これは次の世代、また次

の世代に素晴らしい町を引き継ぎ、そして今言われているなり手不足、先ほどの新聞記事で出てまいりましたまさに脅迫文等々をそうすると家族のプライバシーも何もあったもんじゃない。そうすると、とてもなり手不足は解消できないということで、ちょっと長くなって申しわけございませんが、そういう思いでこちらに立たせていただいておりますので、もう一度お答えをいただきたいのは、この町を変えるために、先生方の力をお借りしたいと思っておりますので、どうぞこれを踏まえての今後の取り組みについて御報告願います。

◎議長（徳永 正道君） 鶴田正國明るい選挙推進協議会会長。

●明るい選挙推進協議会長（鶴田 正國君） 皆さんこんにちは。私は、明るい選挙運動推進協議会の会長を務めております鶴田正國です。よろしくお願いたします。選挙管理委員会は、明るい選挙の推進運動の総合的企画及び推進に資するために設置されており、三つの目的を掲げて活動しています。一つ目に、有権者が普段から政治及び選挙に関心を持ち、候補者の人物や政権などを見る目を養うこと。二つ目に、有権者がこぞって投票に参加すること。三つ目に、選挙違反のないきれいな選挙を行うことです。本町の協議会は10名の委員で構成されております。現在は区長会、婦人会、老人クラブ連合会、青年団から2名ずつの計8名の委員で構成されています。委員会は町内に在住する有権者の中から選任し、選挙管理委員会が委嘱することになっており、私は今年2年目です。なお、明るい選挙運動協議会は、全国のほとんどの市町村に設置されており、団体によりその構成は異なりますが、自治体、女性団体、老人会、青年団など各種団体、公民館などの社会教育関係者、地方紙などマスコミ関係者などで構成されています。本町の活動状況としましては、先に選挙管理委員会の北川委員長が申し述べておられましたものと重複しますが、その他に、毎年明るい選挙推進啓発コンクールの審査と県の明るい選挙運動県民大会の会議があります。これは、明るい選挙の実現と積極的な投票行動への促進を図るとともに、民主的政治の一層の推進を形成推進するために行っているものです。中でも18歳選挙権に向けて、読んで考えて政治しようは大変ためになりました。明るい選挙運動明るい選挙啓発作品コンクールでは、毎年多くの児童から応募いただいており、啓発運動に関する成果を上げております。作品はいずれもすばらしく、各学校に各学年から1作品を選出し、県の明るい選挙推進協議会に提出しましたところ、令和2年度は県の協議会会長賞に免田小学校の児童の作品が選ばれました。大変喜ばしく思います。また、昨年度は県の明るい選挙推進協議会が主催する出前講座に参加し、南稜高校を対象とした模擬投票を実施し、18歳からの選挙運動についても意識を行っております。このような取り組みについては、町民の選挙に対する理解とこぞって投票に参加してもらうため、今後も明るい選挙運動を継続し、しっかりと発信していきたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 山口議員。

○議員（8番 山口 和幸君） はい。大変ありがたいそして力強いお言葉をいただきまして、大変感謝申し上げます。私も微力ではございますが、子ども達が大会で表彰を受けるように、受けている旨の報告を聞きこの子ども達がやはり将来のあさぎり町をしょってまいります。ぜひ子ども達が政策論争で堂々と選挙に出て戦って、そしてまちづくりに寄与してくれる大人に私は育っていくと信じております。どうぞ先生がた年末を控えておりますが、健康に注意されまして、これからのますますの御活躍をお祈りいたします。本当にありがとうございました。2点目に移りますので。

◎議長（徳永 正道君） はい、それではここでお二方には退席をしていただきます。お世話になりました。山口議員。

○議員（8番 山口 和幸君） 通告の2点目についてお尋ねをしております。地方自治体においては首長と議会議員では、失礼しました。地方自治体においては、首長と議会議員をともに住民が直接選挙で選ぶ2元代表制であります。2元代表制の特徴は、首長議会がともに住民を代表するところであり、首議会が相互の抑制と均衡によって、ある種の緊張関係を保ちながら、議会が議長と対等の機関として地方自治体の運営

の基本的方針を決定、議決し、その執行を監視し、また積極的な政策提案を行う場こそが2元代表制の本来のあり方と思います。町長、いかが御認識でしょうか。お尋ねいたします。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。2元代表制について私の考えを述べさせていただきます。2元代表制については、憲法第93条の規定により、地方自治制度における組織原理として首長と議会方が採用されています。首長と議会議員とがいずれも住民により直接選挙され、それぞれの職責をもって分立し、その相互抑制と均衡のもとに自治行政が行われているという仕組みが採用されています。このことから地方自治法上も首長と議会との間に相互に抑制する手段を与えることにより、両者の調整を図る仕組みがとられています。その手段としては平常時における原則的手段として緊急時における例外的な手段と2通りがあります。平常時においては、議会側には議決権法96条、検査及び監査請求権法98条、調査権法100条説明のための議会への出席請求権等の首長等に対する抑制次第が認められています。これに対し首長の側には議会招集権法第101条、議会提出権法149条1項が認められているわけです。通常は以上のような原則的な相互抑制手段によりつつ議会と首長を始めとする執行機関との関係が調整され、自治行政が執行されているのでありますが、議会等、首長等の間に意見の相違が生じた場合等の緊急時の調整手段としては地方自治法は再議首長の不信任決議と議会の解散及び専決処分を設けています。2元代表制についてはそのように理解しております。

◎議長（徳永 正道君） 山口議員。

○議員（8番 山口 和幸君） はい。ルールに載っており、そのように理解して御意見いただき、大変ありがたいこととございます。それでは実は私は6月の定例の折に、一般質問を最初にこのことを申し上げようと思っておりましたが、もうコロナのことで議会議員の皆さんともお話をさせてもらいながらですね、やはりこの緊急時まずは執行部に前線に立っていただいて事に当たっていただくことがとても大事であるということをお話を東松島市に研修に行った折に向こうの首長さん、議長さんからお話を伺ってですね、そのような対応をまずは執行部にやっていただく、それを議会はしっかりとサポートするというふうに研修しておりましたので、6月は見送りそして皆さん方にもご賛同いただいたんですが、9月は今度はもう7月の豪雨、まさかという気持ちでおりましたので、9月の実は一般質問を見送った経緯があります。そこで、実は先ほどお話をしたことを一つしようと思ってたんですね。ところが今回何で改めて、もう町長もこのことはもうまさに釈迦に説法でよく御存じのことだと思っていてあえて言うことなんですね。そこで、ちょっと考えていただきたいんですが、10月1日に委員会をいたしました。私は総務建設経済の担当でございますので、その時に災害見舞金の農業のいわゆる審議をしたんですが、そのときに万江課長おいいただきました。その時に冒頭災害が約100町に2万円、たとえ2万円もう出して2,000万の御見舞い金を出したい旨のお話でございました。それで聞いておりましたときに、私たちのこの委員会の農業を営んでいる方が数名いらっしゃいますのでいろんな質問が出ておりました。その時にいわゆるタバコがやっぱりメインの見舞金制度でございましたので、JTからの支援はどうなんだと。あるいは災害をどうやって認定するのか等々の話ですね、いろんな意見も出るし、それじゃあこのままではここで結論は出ないだろうということで、じゃまた再度執行部のほうで練り直ししてくれませんかということで、3回したと思います。それからですね、ほぼ1週間後ぐらいでしたかね。同僚議員の永井議員のほうから電話連絡をいただきましてもう少し農林振興課と打ち合わせをして、何とかこうお話しできるような案ができつつあるんで、一緒に行ってくれませんかということでありましたので、議会事務局のほうに説明に来ていただいてお話をさせていただいたんですが、まだそこでもやはり災害面積は100町が半分以下になるとか、なかなかこうJTからの支援の後にどうなっていくか等々がですね、なかなかこううまく説明ができない状況下にありました。それでも永井議

員が特にたばこ農家でございますので、JTと農業振興課といろいろと調整をしてくれてはいたんですがそういう状況下があったんですよね。その時に話し合いの場で、たばこ農家の方ですよね。が、議会が反対をしたと。反対をしている。ということで、この見舞金制度が止まっている。という旨の話が出ます。それどういう意味かなみたいに聞いておったんですが、それかって思いましたのがですね、私の家にその2日ぐらい前にたばこ農家の方が2名おいでになりました。今回たばこの被害が相当大きく出ると。それをぜひ議会のほうも理解をして応援していただけないかのお話でありましたので、それは聞いておりますから、多分2日後だったと思うんですよ。永井議員という話をしますから。議会のほうで、すいません、ちょっと前後いたしました。10月1日のときに、実はそういうお話があったときに、私のほうからも申し上げたのは、執行部のほうからこうやって見舞金を出していただくということはほんと大変ありがたいことであるという旨の話をして会議をしましたんで、いっさいこのことに反対の意見はなかったということをお願いしてまずおきますね。そういう状況下で進めておったんですが、なかなかこうわかりづらいいんですよ。私たちはそんなことを委員だれ1人そんなこと思ってないし、どこでそういう話になるのかなというふうに思っておりました時にですね、実は議会事務局の職員が副町長から電話があった。そして10月1日の議事録を言葉は悪いですけど見せると。まだつくっておりませんでした、取り急ぎつくって渡しました。実は、委員長長の決裁ももらってません。議長の決裁ももらってない。未定稿ですよ。ほんとごと私ましたということをお願いして、何でもかなあ。まだ見てもおらんがということでもあります。それでですねここで町長にお尋ね。町長は副町長の上司でございますよね。その上司はがですよ、議会事務局の職員、の指揮命令は、どういう状況かということ町長は理解されて副町長にそういったことを命令された。私たちが行政で学んできた時に、議会事務局にそういったことは執行部から命令することはありませんでした。それで、あえて2元代表制の話をしていただきましたが、私は最初申し上げた議会が反対しているという発言が責任ある方の発言であればですね、それも大変な議会活動妨害だというふうに思っていますが、ただこのことは、正直私はまだすべてを確認しておりませんので、これも後の課題として残しておきますが、まずは先ほど申し上げました町長に再度整理して申し上げますが、副町長が議会議員局の職員にまだつくってもいない議事録をつくらせて、してメールで送ったか、ペーパーを持って行ったか知りませんが、そういったことがほんとにいい事なのか。どうぞ町長お答えください。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） 3点ほど言われました最後の議事録ということですが、もう10月1日から私が多分議事録を見たいと言ったのは、もう20日近く経過してました。ですので、どんなに忙しかってももう既に議事録ができていないんじゃないかと。ですから私は、議事録ができていなければ見せてほしいと言ってお願いしたわけです。そしたら、できているからということで見せていただきました。そのあとまだ委員長が見ておられなかったというのはそのあと聞いたことで、私としてはちゃんとしたルールに沿って議事録の請求をしたと考えております。

◎議長（徳永 正道君） 山口議員。

○議員（8番 山口 和幸君） はい。そういうことであればですね。何ら問題がないんで、ただ私が、職員から聞いたのは、まだできてない。ね。しかし、その言葉は、もうしっかりと調査してから言わないと、またおかくなるんで、私は見ていない。議長も見えてない。未定稿のものを渡したということは、別もなんですよ。もし議事録をお取りになればですよ。閲覧をされれば、少なくとも、常任委員会の議事録は私の印鑑が打ってあります。日付を入れてですよ。それは、ひょっとしたら、未定稿のものを見られたのかもしれないですね。しかし私は、内容的なものが、何も見られても、先ほど申し上げましたとおり、ならん議会は反対をしていませんし、また委員それぞれが、おかしい発言をしているわけじゃないんで、それは別に問

題視はしてないんですよ。だから、できてない。それは、事務局の事務の進め方でしょう。ですね。それで、副町長のこれは、一番心配するのはですよ、町長、これには答えてください。今笑われましたね。ここは神聖な場所ですからね。いいですか。副町長が、議会事務局の職員にですよ。議事録を作れという命令系。議長は、命令するんですよ。そこが違うんじゃないですかって言ってるんですよ。いや、いいですよ。まだ途中ですから。それで、それでですね。実は、ここはいいタイミングなんで、申し上げておきますが、いわゆる町長がそういう2元代表制のことを認識をさせていただいてるということを確認するのが今回の質問なんで、もうこれで終わらせていただきますが、いわゆる私たち委員会の中でですね。先ほど申し上げました議会在反対しているから支給できない等々の中の詳細をまだ確認をいたしておりません。それで1回目でしたか、2回目ぐらいの委員会の折に議長のほうから、ちゃんとした調査をとということを言われておりますんで、今のことも含めてですね。これから、委員会のほうで調査を進めてまいります。それから、またお話をさせていただくということになると思います。もう答弁は要りません。いや、私が質問して、私が質問者ですから。だから答弁は、要りません。いやもう終わります。

◎議長（徳永 正道君） はい。答弁は要らないというような質問者の。（「全然違います。感じ方が。」の副町長の声あり）

◎議長（徳永 正道君） いかがですか。まあしかし。

○議員（8番 山口 和幸君） 今から、私たちは、また調査をしますということなんです。うん。（「議長。」という声あり。）

◎議長（徳永 正道君） ちょっとお待ちください。ちょっとお待ちください。ちょっと休憩します。議会運営委員会開催の申し入れがありましたので、これから議運をちょっと開かさせていただきます。

休憩 午後3時08分

再開 午後3時22分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。先ほど議会運営委員会を開かせていただきました。その中で事務局長より、県の議長会のほうに連絡を取っていただきまして、その内容を説明した結果を事務局長よりちょっと説明をさせます。

●議会事務局長（大林 弘幸君） はい。ただいま別室のほうで協議をいたしまして県の議長会のほうへ問い合わせしております。これにつきましては、最終的には、議長の判断によるということですので、議長の判断により会議を進めることとなりますのでよろしく願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 問い合わせた結果はですね。やっぱり一般質問においては、質問者の質問に対して答弁は終わるべきだというようなことでしたので、私の判断といたしましては、質問に対しての答弁を許可します。副町長。

●副町長（加藤 弘君） 私の私が、議会事務局のほうに、議事録をお願いしたのが発端のようなので、当時ですね。まだ私、はっきり覚えておりますが、事務局のほうにあれあれの議事録は見せてもらゆつとかなあという形で聞きました。で、そういう形で、見せてもらえんならば見せてもらえんでよかですよということで、相談っていうか尋ね事ですね、そういうその強引にとかできないものを見せろとか、全然そういうことはありませんので、今のように捉えてられるというのが、私には不思議でたまりませんが、以上です。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。私もですね。そのことは、副町長にもしてきていればということをお願いしました。もしできていればということをお願いしました。何で取り寄せたかったかというのは、その時の常

任委員会に私は参加してませんでしたので、どういふ皆さん方の意見があつたのか。それを知りたいといふことで、私は議事録をお願いしたわけだ。これまでも、私はいろんなことで、あさぎり町は、町長がかわつても前の流れを尊重しながら、私はやっていますので、数回となく議事録を読みながら、その継続として今の行政を進めていますので、そういう姿勢で受けとめさせていただきました。それともう一つ。その議会が反対しているといふ問題と、それともう一つは、中身の審議ということがありましたが、私も、その議員の方と課長が、打ち合わせるのはそれは果たしていいのかなといふふうになんか疑問を持ってました。今その常任委員会とか、建設経済常任委員会で諮られてそこで止まって、全協にその10月1日の午後から、私も参加してそこでまた審議することになりました。審議といふか、担当が説明することになってました。そしたら、全員協議会の会場に行きましたら、そのことはもう削除されるといふことで、事務局長から説明がありましたが、建設経済常任委員長からは何の説明もありませんでした。そしてそのあと、そのようにして、議員さんとそして課長を呼んで、中身を審議するといふのは、それちょっとおかしいんじゃないかなと考へてたわけだ。で、私もたばこ農家さんは、知り合ひがいっぱいいます。その中で、やはりたばこ農家さんから、本当に切にこの今回の被害で甚大な売り上げが減少してしまつて、今年の正月も迎へられないかもしれない。また、来年の作付ができないかもしれないといふ、本当に涙ながらの声を聞かせていただきましたので、早く何とかしてあげたいなといふ思いもありました。その中で、そういうもう本当に知り合ひの中で、今ちょっと委員会でもまだひっかかつて止まって、ひっかかるとは言いませんが、委員会の中で、そのひっかかるちゆうのは、今ちょっと撤回させていただきますが、委員会の中で止まっているので、議会にまだかけることができないから、もう少し待つてくださといふふうにお願ひしたわけだ。そのあと10月22日の常任委員会に説明に行くといふふうになんか課長から聞きました。ところが、私たちが、議事録を要求したために、そのことで、委員長が、委員会での審議を止めたといふふうにも聞きました。それで私は、議長にお願ひしました。もう11月6日の議会ですらこれを承認していただかないと、年内に見舞金を支給できないので、何とか議案を11月3日の議会にかけてほしいと。そしたら、委員長を説得するから、もう少し待つてくれといふ話がありました。これは議長、副議長おいでのところでの話ですので、それを私は、いやその問題とこの問題は別々に考へて、そして、まず見舞金制度を早くして、農家さんを救済することをしましようといふ話をしました。そして、委員長が不信に思つてゐることは、改めて話をしましよう。ですから、私は当然委員会の中で、その話をされると思つてましたら、今日この話がありましたので、ここでお答へしておきます。先ほど、今度は、すべて言つてくださといふ先ほど言われましたので、全てを言いました。以上です。

◎議長（徳永 正道君） これで8番、山口和幸議員の一般質問を終わります。ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午後3時29分

再開 午後3時38分

- ◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。次に、11番小見田和行議員の一般質問です。
- ◎議員（11番 小見田 和行君） 議長。
- ◎議長（徳永 正道君） 11番、小見田和行議員。
- ◎議員（11番 小見田 和行君） 11番でございます。本日最後の一般質問をさせていただきます。まず、あさぎり町にできる域治水についてお伺ひ申し上げます。7月豪雨災害を受け、国県は川辺川ダム流水型の建設で動き出しました。ダムのみでの治水も完全に浸水区域をなくすには至らぬ計算となつており、流域全

体が有するすべての洪水緩和機能を生かす流域治水もあわせ、治水行政が推進されるものと思います。あさぎり町においても、球磨川流域、百太郎、幸野溝、その他の河川、水路等から越水浸水被害をこうむりました。古来森林水田は洪水緩和機能を果たし、下流域を守ってきました。しかし、残念ながら現在は森林からの流出土砂は河川にたまり、農地においても本来の機能が生かし切れていない状況にあると考えられます。治山治水、防災の意識の高揚を図り、あさぎり町でできる治水策を実行すべきと思いますが、まず考えを伺いたいと思います。まず通告しております山林からの土砂流出の状況の把握と対策をということと、森林林業基本法を遵守されているかについては関連性がございまして一緒に質問させていただくことといたします。まずタブレットに登載しております所有区分別林種別施業方法別面積表を一応お出し願います。これについて担当課の説明をお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） はい。こちらが小見田議員からですね、請求のあった資料となります。所有区分別林種別施業方法別面積表となります。この説明をします前にですね、いろいろ専門用語等出てきますので、用語の定義をまず先に説明をいたしたいと思います。まず、人工林について人工林とは主に木材の生産目的のために、人の手で種をまいたり、苗木を植栽して育てている森林と間伐などの手入れを行っているために、育成林とも呼び、日本の森林面積の約4割を占めるというところなんです。一方、天然林、主に自然の力によって発芽し、育ち、森林として成立したもの。こちら日本の森林面積の約5割を占めるというところなんです。それから育成単層林というのがございまして、こちらにつきましましては、樹齢や樹高のほぼ等しい樹木から構成される森林のこと、単層林ですね。森林を構成する樹木の全部または大部分を1度に伐採し、そのあとに一斉に植林を行うことにより造成を行うというところなんです。それから育成複層林。これにつきましましては、森林の木を伐採するとき、1度に全部切らずに、必要な分だけ抜き切りし、そのあとに若い木を植え、年齢や樹種の違う木で構成される複層状態の森林をつくること。これを育成複層林と言います。ちなみにですね、日本国内の国有林はですね、林野庁を始めとする国の機関が所有するものとなっております、森林全体ですね、日本国内の森林全体の3割を占めるというところとなっております。対しまして、民有林。これは公有林と私有林になりますが、日本国森林全体ですね7割を占めるということとなっております。それでは資料の説明を申し上げます。資料のですね、人工林、左のほう、人工林になります。人工林のですね中に、育成単層林と育成複層林がございまして、これの占める面積、一番下のほうになります構成比率ですね。これが育成単層林が98.4%、すいません、これはですね、県からデータをいただいておりますあさぎり町内の民有林の面積の内訳でございまして、育成単層林につきましましては、98.4%。それに対しまして、育成複層林、これが1.58%。合計しまして後に説明します天然生林との割合がですね66.7%という形になっております。対しまして天然林ですが、一番下のほう育成単層林の割合が6.9%。それから育成複層林の割合が0.15%。それから、手をつけられていない天然生林が93%という形になっております。こちらですね人工林等ですね人工林との割合は33.29%という形になっておるところなんです。次のページ、こちらがですね、あさぎり町内の目的であります種類ですね、森林の種類としまして、水源涵養林と土砂流出防備林というのがございまして、これにつきましましては、国有林と民有林の合計が5,687ヘクタール、で79%。それから土砂流出防備林がですね1,506ヘクタールで、21%となっている状況です。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） はい、説明ありがとうございました。また詳しい資料をですね提供していただきまして、非常にありがたいと感じております。確か2016年の町勢要覧によりますと、森林合計面積は1万575ヘクタール。これに総計となっておりますのが7,991.25とありまして、約2,00

0ヘクタールがこれに登載ございませんけど、その明細についてはおわかりでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） 先ほど説明をいたしました1番最初の表になりますが、こちらが民有林の集計表でありまして、これとですね2ページ目に記載をしております国有林という部分がございます。これがですね2,333ヘクタール、これを合わせたところですね、1万ヘクタールほどになると思います。その他にですね無立木地、いわゆる裸のところ、森林が植わってない木が植わってないところですね。その面積がですね、町内に一応65.83ヘクタールございます。それから竹林、竹林がですね、89.97ヘクタールございます。そういった内訳になっているところです。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） はい。これをですね出していただいたのは、やはり森林からの土砂の流入が幸野溝等にですね一の木谷から流れ出るわけなんで、その原因を究明するための一つの資料としていただきました。この前ですね11月24日に議員有志に呼びかけまして、一の木谷の現場をですね状況を視察してまいりました。やはりここにちょっと写真を載せるスペースがございませんでしたので載せておりませんが、1番先のほうといいますか、もう谷がですね土砂で埋まってしまったところで行き止まりの状況のところ、多分山に入られる方の話聞くと、ああいうところは至るところにあると。この災害においてですねそのまず要因をですね調べること。で今要するに一の木谷でも流れまして、どこの河川もなんですけど、流れ下って浚渫して、また次の出水期に備えるんですけど、それを毎年の繰り返しなんですよね。莫大な費用もかかるし、もっと原因がですね、その辺のところの対策をですね、完全にできないがゆえに同じようなことをかなり繰り返していかざるをえないという状況にあるもんで、やはりあの今度ですねやっぱり本当に治山ということにもう少し目を向けて、流れ出ます土砂等をですね止める方法。それには、そういう砂防ダムとかいろんなこともあるんですけど、やっぱり森林のですね、森林の植栽の方法にまず立ち返って、やはり今日ここで調べていただいているんですけど、単層林の比率が非常に多い。複層林というのが多面的機能を持ち合わせた森林と理解してるんですけど、裸地ではないけどやっぱり単層林の場合は、海拔5のですねやっぱり山肌が露出してそれが流れ出る可能性が非常にあると思うもんですから、これに対する森林の整備についてですね町長専門形と思いますんで、やはりそこにやはり本腰を据えないとまた同じことの繰り返しを土砂流れれば浚渫をしてまた雨に來たらまた流れて、その繰り返しをしていくことになろうと思いますから、やはり森林整備をですね、ほんと真剣にやるべきと考えているんですけど、いかがお考えでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。まずですね、その森林整備の前に、11月に国土交通省、要望活動してまいりましたので、その経過をちょっと報告したいと思います。要するに今言われますように、特に一の木谷川からの土砂が幸野溝に入ってきて、ほんともう3年連続あそこは越水してます。土砂の量も本当にたくさんの土砂が出てきます。そういうことで、幸野溝土地改良区のほうからも、もう具体的な写真に絵をかいて、ここをこういうふうに遊水池してくださいというほんとに貴重な資料もつくっていただいています。そういうものをですね、まず金子代議員、それから、松村参議にも現地を見ていただきました。もう岡原からずっと榎田までそういう場所をお2人に見てもらって、百太郎溝も見てもらって井口川も見させていただきました。現状を。そしてこういうことをしてほしいということをお2人にもお渡ししましたし、先ほど言いましたように余地改良区につくっていただいた貴重な資料もお渡ししています。国のほうに国土交通省に行って今回はですね金子代議員のお計らいで国交大臣にお会いすることができました。そこで私も発言する時間がありましたので、もうほんとに治水については、上流も下流の被害を少しでも減らすために、協力をしていきますということも申し上げましたが、あわせてあさぎり町の場合は、五木とか水上とか山江とかと比べたら、山の

傾斜が緩やかなんです。あれが急峻な五木みたいな山だったら砂防ダムでいいんですけど、白髪岳とか黒原山とかだったら急峻じゃなくて平いもんですから、砂防ダムにはそぐわないんですね。ですから川から出てきたところに耕作放棄地がありますから、そこに遊水池にしてそこを土砂だめにして、そして幸野溝は、すいません、幸野溝ですね。幸野溝、それから中小河川球磨川と流れていかないようにしてくださいということをやまず国交大臣ただ国交大臣次の横に水管理国土保全局長といって、もうこの1番トップの人です。その人もおられましたので、よく聞いておくようにという大臣の指示もありました。そのあと、水管理国土保全局長のところにも行きましたし、また2度目の要望活動のときもまたそこに行って、担当課長がおられるところで同じように要望しましたので、多分もう伝わってると思います。しかし、またこれからですね1番直接仕事をするとところが、八代河川国土事務所ですので、そちらのほうにも行きますし、県の農林部のほう、それから土木部のほう、もうそういうところにこの議会が終わったら要望活動に行こうと考えております。そしてもうぜひですね、1の木谷を一つのモデルにしてまずつくってほしいと。そしてそのあと宮原川とか岡本谷川とかそういうそれからまた冬場のほうの永山、それから榎田ですね、そういうところをしてみたいと思ってます。それと、森林については、今度17日ですかね。県のほうから復興計画を説明していただきますが、その中に針葉樹と広葉樹の複層林、混交林ですね。混交林の案を実現するということが書いてあります。私も実際それが1番ベストな選択ではないかと思っておりますので、今大体町有林に関してはずっと間伐をやってますから、間伐の木と木の間が広がってきたところでそこに広葉樹を植栽して、ちょっと追いつくのに時間がかかるとは思いますけど混交林にしていきたいと思っております。それとやはり山が荒れた原因は、林業不況によって、もう人が採算の合わない仕事をしなくなったために、山に入らないのが一つありますし、やっぱりシカとか、その動物が多くなったために、下草を食べて、ほんとに昔から比べると山がスポンジみたいになってないんですね。下が歩いた時にもういきなりなんかがつとくるような感じで、やはりあの腐葉土がたまってないというようなところも確かにあると思っております。ですから、やはり人が入ることが1番大切じゃないかというふうに思います。ですから、今観光の一つとして、今水上が非常にいろんな取り組みをしていますが、あさぎり町も白髪岳を使ってですね、フィールドアスレチック、人があそこの中を走るとか、あるいはマウンテンバイクで走るとか、そういうふうに入ることによって動物がだんだんこう少なくなって、そして自然環境がまた元に戻っていくようにそういうことも考えてますし、今その干ばつのは出し方としてですね、もう一つよく高齢者の方は架線を知っておられて、架線集材がいいということを言われるんですが、今の林業技術者で架線のできる人はもうほとんど残っておられません。ですので今やってるのは、やはり高性能林業機械ですけども、タワーヤーダというのがあって、これはもう一般の道路を走っていった新しく道をつくるわけじゃないんですが、そこから河川を張って集材するという方法があります。それをするとなんか改善されてくるんじゃないかと。ただこの機械が約7,000万ぐらいしますので、普通のなかなか事業所では買うことができない。人吉球磨では湯前に2台入ってますけども、そういうものをですね森林組合と協議しながらその機械を入れて、技術的にはちょっと時間があれば慣れていくと作業ができますので、そういうものを使って土砂流出を防ぐ。その辺のところは今考えられる方策かなと考えております。それともう一つはこれ今治水の会議では、県庁地下1階での会議でも私申し上げましたが、やはり道路、これ前回も6番議員のほうから質問ありましたが、林道作業道からですね水が流れでる。その水管理ですね。道路の水管理、私たち水切り水切りと言ってましたけど、そういうものをまた1回みんなで勉強して、研究して、そういうものを梅雨前には徹底してやっていただくように振興局、それから県のほうには、もう機会がある度にお願ひしてしますので、これからそういうことも取り組んでいただけると考えております。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） タブレットにあります望ましい森林の姿というのを出示していただけます

でしょうか。以前のですね表を見ました時に、単層林と複層林の比率が非常に単層林のほうがほとんどのような感じで、これは望ましい森林の姿という中の結構複層林が多いということで広域的な機能を発揮するというような保水力とかいうことで洪水の防止策にもなるわけなんですよ。それでさっき町長おっしゃいましたように間伐した後にまた木を植えていくというのはこれまさしくこの複層林の施工かなと思うんですけどそうですかね。一応そういうことでということで、さっき話の中にも出てきてまいりましたけど、狩猟とかに行かれる方の中に、作業道からの土砂流出が非常に危惧される話を大分聞いておまして、それに対して今の水切りといいますか、やはりそういうところも今後のやっぱりあの治水に対しては山の場合ですね、進めていかれるべきと思うんですけど、ここに森林林業基本法というのがありますよね、これには要するに読ませていただきますけど、森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続かつ健全な発展を理念として、地方公共団体の責務としましては、基本理念にのって森林及び林業に関し国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとなっております。今現象としてはですね、なかなかこの辺が完全に達成されてないという表現がどうかかわりませんが、なかなかその辺のところは努力目標かなと思いますんで、今町長がおっしゃられたようなですね、できるだけ保水力のある山、スポンジのような山で単層林よりも3倍ぐらいの保水力があるというふうに聞いております。で、そういう場合にそういう方向に行っていきたいんですけど、今のその単層林と複層林の差を、複層林を増やすためのですね、その具体的な施策というのはいま今どういうふうに今お考えですかね。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい。小見田議員のほうからですね、先ほどお話に出ました森林林業基本計画というのがございまして、その中身とともにですねちょっと御説明をしたいと思います。この中身によりますとですね、森林の有する多面的機能の発揮に関する目標、先ほど話された内容になりますが、森林の位置や状況によって育成単層林と育成複層林の住み分けを行うこととなっております。しかしながら実情はですね、育成複層林については現在はこれは熊本県内の話です。ほとんど行われていない状況と。県にもですね管内で実施しているところがあるかお尋ねをしましたが、現在は見られないということでした。現在は、複層林への誘導を推進するよりはですね、伐採した後の造林を進めることを指導しているということも県からは伺っているところところです。ただ森林整備センター、分収造林地っていうのがございますけれども、そこについてはですねおっしゃった複層林の誘導伐っていうのがですね実施されている状況ということも伺っているところなんです。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） さっき申されました先ほど作業道路網をもう細かくいれて傷をつけない方法として架線形の作業システムといいますか、そういう方法とその車両系の作業システム二つあると思うんですけど、今後林業経営を遂行するに当たってですね、その辺のコストはいかがなんでしょうか。その路網を入れたほうが安いのか、急斜面の場合はもう架線はらないととても集材できませんけど、普通単層林あたりのところに対してもですね、路網できるだけいれないほうが傷をつけないんで、土砂流出はないものと思うんですけど、それについてのやっぱり経営上のコストというのはいまどのようになっていますか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。これはもう私の経験からですが、昭和の終わりぐらい昭和50年代ぐらいは、ここの木材市場がまだたくさん残ってましたけども、そこあたりで2万円、杉の1立米平均単価が2万円超えてました。それがもうほんとに為替で円高が進むにつれてですね、一時期はもう8,000円。だから3分の1ぐらいになって、今は1万1,000円ぐらい。また今度はコロナでまた安くなってますけど、大

体1万1,000円ぐらいになってます。で、それを支えたのが、やっぱりこの高性能林業機械なんですね。大体架線しますと、経費が、これ私の記憶ですのであれですけど、1立米7,000円から7,500円ぐらい。架線を使うと伐出経費が切り出しがかかってたんですよ。それにと別にまたトラックにかかりますけど、そうすると今の高性能林業機械を使うと、機械の償却も入れて、3,000円ぐらいでおさまるんですね。3,000円以内で。そうすると、何とか木材価格が落ちたのを何とかカバーできる。でもそれでも山林所有者に残るのは、本当に1ヘクタール、いいときにはもう平均ですね、もうばらつきはありますけど、1ヘクタール当たり300万ぐらいしていたのが、今はもう100万ぐらい。これも平均ですけど、それぐらいにもう森林価値が落ちました。そういう中で、やっぱり今度私がさっき言いましたタワーヤードという6,000万から7,000万ぐらいする機械を入れると、コスト的にはその機械の償却のところも私はちょっとそここのところまで携わってませんのでわかりませんが、機械の償却を入れたってもう高性能林業機械を使うのとそう変わらないんじゃないか。だから補助金を有効活用することが大事なんですけどですね。そういうような状況です。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

◎議員（11番 小見田 和行君） できればですね熊本県下においては単層林を複層林に変えているところは余りないというようなことでなかなか土砂流出にですねやっぱり単層林の場合は裸地の期間が長うございますので、その辺のところの対策を急ぐことと、やはりさっきおっしゃるような、架線の方法をですねできるだけ使ってできるだけ山はだに傷をつけないやり方でないとはやはり下のほうにまた土砂流出ということになると思いますんで、それについてご検証を願って、次の説明に、御検討をですね願うことにお願ひしまして次に移ります。3番目ですね。田んぼダム等の水源貯留機能を生かした治水策をJAとか土地改良区、大学との連携事業として推進してみてもどうかということをお尋ねしますが、タブレットのですね、この前球磨川流域の田んぼダムの記事がございますけど、これは通告のあくる日にですね日本農業新聞に掲載してありました記事でしたんで切り抜いて持ってまいりましたけど、これがですね実はあの今年の9月だったですかね、一般質問で町長に田んぼダムはどうでしょうかという提言をしました。その時の御答弁がですね熊本県の農林部とかなんかちょっと会う機会があるんで、提言してみたいなというふうに答えられております。それがやっとな結果が出たのかなと思ったんですよ。そうでしょうかね。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

◎議員（11番 小見田 和行君） 説明がある復旧プランの中にですね田んぼダムが入ってまして、私は田んぼダムにちょっと畔を痛めたりもう畔の草払いがまた仕事が増えるんじゃないかなとそういうことを考えてました。それで田んぼダムについては、先日町村長会でわざわざ県のほうから振興課長がお見えになって田んぼダムの説明をされてます。それについてはですね、担当課長のほうから説明をさせたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい、資料をお流しいたします。この資料がですね町長からもありました資料となります。まず田んぼダムについてはですね、国の事業で田んぼダムの実証事業として、新規に令和3年度から2年間の時限で創設をされることになっております。熊本県におきましてはですね、これに先駆けまして実施をしたいという意向を伺っているところで、今この資料の説明をいたしますけれども、まず1番上のほうですね、県による田んぼダムの推進内容といたしまして、生産者等の協力のもと水田の集水樹に流量調整の堰板を設置し、雨水貯留効果を高める田んぼダムに取り組みますと。それから水田に雨水を貯留させることで、排水のピーク量が減少し、下流の農地や住宅地などの浸水被害を低減しますと。それから、大きな負担をかけることなく、既存の集水樹に流量調整の堰板を設置するだけで田んぼダムに取り組みますというところになっております。下のほうの左上になりますが、田んぼダムの仕組みですねについて水田の

排水柵に流量流出量を調整する堰板を設置しまして、水田の雨水貯留効果をフル活用する取り組みですということになります。概念図、断面図といたしまして、その下ですね。通常の場合が右側になりますけれども、田んぼダムの設置に取り組んだ場合ですね、左のほうの図になります。通常の場合10センチ程度ですね水があつたとしますが、これをですね15センチほどかさ上げをする形で水を溜めるというような取り組みであります。この堰板の構造でですね、中央部に沿って絞った形のものになっておりますので、通常よりも貯蓄が貯留ができるという形になります。今度は下の1番下のほうですね、排水路の状況ですが、田んぼにこの水をですね貯留することによって、通常は右手の青い丸の部分ですね。田んぼダムがこれを未実施の部分で、通常のような形で排水、排出されている状況です。右の左のほうが、これが田んぼダムの堰板を設置した場合の図になりますが、大部分が貯留効果も大きくですね排出量が少なくなるというような感じになります。ここでですね注意点といたしまして、畦畔のかさ上げが必要なのかということになりますけれども、畦畔をさらにかさ上げすると、作付面積の減少や維持管理の負担増に加え、水稻が完全に水没し、収穫に影響を及ぼす可能性があります。よってかさ上げをせずにですね、そのままの状態で行うことを原則としますということになっております。続いて右のほうの1番上ですね、2番目の田んぼダムの特徴と利点としまして、雨水をできるだけ水田に貯留することで、ピーク時の流量を減少させ、水田からの流出を緩やかにしますということになります。その下、通常の水源の場合は、ゲリラ豪雨や想定外の豪雨時には、下流に浸水被害が発生しやすくなりますが、田んぼダムを実施した場合には、水田に雨水を貯留し、排水路へ流出を遅らせ、浸水を防止できる形となりますということの説明になっております。この取り組みは、現在の排水柵をですねそのまま利用でき、堰板を設置するだけで田んぼダムに変身しますということになります。ここでまた注意点になりますが、この取り組みはですね、同じ配水系統沿いにおいて実施をする必要がありますということになります。水量のですね川についてもですねけれども、水量の増減を見るためということでも伺っております。それから二つ目にですね、一定程度のまとまった水田において実施する必要があるというお話で、20ヘクタール以上は必要だろうということも伺っております。小面積では効果が確認できないためというようなところですね。最後に、3番目の推進方針ですが、推進方針といたしまして、地域一体となって取り組むことで効果がられるものであるということ。それから、球磨管内のそれぞれの市町村においてモデル的に取り組む。それにより結果がよければ普及拡大を図りたいというのが県の考え方となります。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） はい。田んぼダムの機能等にですね詳しく説明していただきましてありがとうございます。九重の事業はですね確か多面的機能支払い交付金事業でもこれ変えるようなことの情報を得ておりますが、要は畦畔は上げることもなく、ただ部位の水等入れた板を閉めとくだけですね。これで他のいろんな形状もございますけど、それでもあの排水を緩和するといえますか、時間差をつけて許容量をキープできるというのが特徴でございますので、実はこの前防災士のほうでですね、熊大と九大から先生来ていただきまして、このことについての講演をいただきまして、この記事を読んでですが、ちょうどその時来られた熊大の講師の先生にですねちょっとコンタクトをとっていただきまして我々と一緒にやっていたかきませんか勝手ながらそういう話もしたところですね、喜んでというような答えもいただいておりますので、できればこのモデルにですねあさぎり町がはよ手を挙げてですよモデル料をいただくようなぐらいで取り組めないかなと思うんですけど、いかがですか町長。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。今課長から説明があつたとおり、各町村に20ヘクタールづつモデル地区を県がつくると。県の予算で。ですから排水柵が多分あると思うんですが、もし排水柵がもうちょっとこう傾

いてるとか、うまく排水がいかないとか、そういうところとか排水路までの塩ビのパイプですね。そういうところも傷んでいるところは改修してもらって、そうじゃないと試験結果がきちんと出ませんので、そういうところまで県の費用で見てほしいということです。ですのであさぎりでもどの場所か大体中山間地ちゅうか上のほうで、山つきのほうでしたいというのが県の希望みたいですけども、そういうことで県の予算のほうでこの20ヘクタールをやることになってます。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 実はですねその時講演会の時に、初めは田んぼダムというんで全部水没するんだろうということで反対だったんですけど、内容聞くにつけてですね、金もかからないし手間も要らない。ただあの堰板をその形の違うやつはめるだけということだった時に大雨を察知した時に、事前にダムでいう事前放水をですね田んぼですればよかたいなっていう農家の方の声があったんですよ。だからそういうやっぱり防災の意識をですね、農家各人持つならば、その20ヘクタールでなくてですよ、募れば結構なちょっと結構な効果があると思うんで、県の事業だけにのっとるんじゃないんですよ、あさぎり町はあさぎり町独自でやるぐらいの、次のページに地図がございますけども、あさぎり町の水田面積が2,560ヘクタールなんです。このすべてじゃないんですけど、やはりここに10センチためただけでも256万トンになります。市房ダムが4,020万トンが最大容量で、やはり相当な小さいダムの機能を果たすわけなんです。だから試験をしてするというよりも実施すべきというふうに思ってますけど、その結果を見てから本格的にそういう組むよりも、やはり希望農家があればですね土地改良あたりで相談しまして、大学あたりに調査あたりをお願いしてですね、やるような方向で県に強く働きかけることはできないでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。すべての町村で20ヘクタールずつというのが今県の示してる方針ですので、もし他の町村でできないところはあさぎりでも2カ所ぐらいやってもいいですよとかですね。あるいはあさぎりもいろんな地形があるから、いろんな地形でテストをしてくださいとお願いすれば、もう喜んで県のほうも受けていただくんじゃないかと思っておりますので、町がまず取り組む前にですね、この実証試験はこれはもう短期間で成果が見えてきますので、まず、県の実証試験を見てから今小見田議員の御提案を検討していきたいと思っております。もう有効であれば、もうやっていきたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） では次の質問に移ります。次はですね財政マネジメントの強化について伺いたいと思っております。国地方とも厳しい財政制約を直面する中であっても、地方自治体は、介護、子育て支援、教育、社会資本整備の増大し、増大に多様化する住民ニーズに的確に対応することが常に求められます。また、民間事業者の提供するサービスが日々進化を遂げていく中において、地方自治体においてもクラウド化の進化によるシステムコストの圧縮、住民利便性の向上のための総合窓口の設置やコンビニにおける証明書の交付、マイナンバー制度の活用など、行政事務や行政サービスにおけるICTの役割はますます高まるものと思われれます。こうした状況等を踏まえ、業務の標準化や効率化に努めるとともに、民間委託等の積極的な活用等によるさらなる業務改革の推進が必要となりますが、このような取り組みの成果として捻出された人的な資源を公務員がみずから対応すべき分野に集中していくことが極めて重要になるものと思っております。このため、地方自治体では行政サービスのオープン化、アウトソーシングの推進、情報システムのクラウド化の拡大、公会計の整備、公営企業第三セクターの経営健全化、PPP、PFIの拡大等といった行政サービス改革や行政マネジメントの強化に取り組んでいくものと思われれます。今回は特に財政規律の観点から、財政マネジメントの強化のための基本的かつ有効なツールである公会計と公共施設等総合管理計画について伺いたいと思っておりますが、合併特例債も発行期限が迫る中において、スクラップアンドビルド、

要するに老朽化施設を廃止し、効率的な新設に切りかえるが推進されることが一つ予想されておりますが、それに伴う長期財政の健全性も確認しながら、政策財務を進めることがより将来に向けての責務と考えております。コスト情報やストック情報把握することによる中・長期の財政運営活用が期待されている中において期待される公会計であります。この情報の活用に、活用の状況について加えたいと思います。現在の29年度末で一応公会計の整備は一区切り量付けておりますけど、ほぼすべての地方公共団体は固定資産台帳及び財務書類の作成を終了。今後は資産管理予算編成行政評価等の行財政運営におけるプロセスに組み込んでいくことが求められております。コスト情報やストック情報を把握することによる、中長期の財政運営活用が期待されていますが、平成30年度、財務書類諸表の公表もなされておる中において、活用度の進捗についてまずは伺いたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（船津 宏君） はい。企画財政課です。議員お尋ねの公会計についてですけれども、そもそものですね公会計とは官庁会計のことでございます。これが平成27年の1月から国のほうから新たな地方公会計制度を導入するよう総務大臣通知の要請がなされまして、これまでの現金主義の単式簿記を特徴とするものから、発生主義の複式簿記といった企業会計的手法を導入して、ストックやフロー、例えば資産をどれだけ蓄えているかとか、資金がどのように動いたのかというような流れを明らかにすることによって、明らかにするために、財務書類4票と言われますそのような財務諸表を作成をして、これまでの単式簿記であります官庁会計を補完していくというふうなことで、議員がおっしゃいましたようなコスト情報とか、ストック情報を把握することによって、中長期の財政運用の活用を期待されているものであります。本町におきましては、平成18年頃から従来からですね、総務省改訂モデルと言われる決算統計度データをもとにした財務書類は作成をしていたところでございますが、先ほど言いました27年の国の要請を受けまして、平成28年度から開始固定資産台帳、開始貸借対照表の作成を始めまして、29年度から財務書類の本格的な作成を開始しております。翌平成30年には全職員を対象にした複式簿記の研修会を行い、令和元年度からは職員による固定資産台帳の更新を開始したところです。といいますのは、本町の場合システムの構築とかサポートについてはコンサルタントの補助を受けてはおりますけれども、コンサルタントさんにすべて丸投げというわけではなく、財務諸表の作成に必要なデータ、それから職員でなければ知りえない各施設等の現況把握などについては、個々の担当職員が直接行って入力データの更新についても極力職員で行う体制をとっているというのが本町の特徴となっております。現況については以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 入力あたりもですね職員さんがなされるということは非常に想像しておりませんで、すべて委託かなと思ってるんですけどその御努力に対しては感謝いたします。私が1番何を言いたいかといいますと、さっきも申しましたように、合併特例債があと3年で期限を切りますけど、それに向けてある程度の投資をしていかなければならない実態においてですね、将来における今の公共施設個別計画で廃止される部分もあるんですけど、行政に必要であるべきその公共施設の維持費ですかね、やっぱりその維持管理費についての大まかな額をつかまないと、今どれだけのものが投資できるのかということは非常に見づらい部分がある。だからそのツールとして、例えば減価償却費ですね。耐用年数と言いますが行政の場合は耐用年数以上に使う、使用年数を使っていきますので、その辺のところも単なる耐用年数では推し量れない部分があって使用年数は多分わからないものに関しては60年使うというふうになっておりますけど、そこら辺のところですねそれに伴う人のコストとか、いろんな物的なものとかの総計を握らずして、将来の財政のシミュレーションはできないものと思う関係でこういう質問をさせてもらってるんですけど、その辺については今財務諸表の中から読み取れるものはありますか。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（船津 宏君） はい。先ほど説明しました財務諸表等本格的な作成をつくり始めて現在3年目になるところでして、ようやくデーターの蓄積が少しできてきたというところで、今後ですね議員御指摘のように、これらの財務諸書類の情報に基づくいろいろな指標の公表作成と公表には今至っておるところでございますが、これからそれらから出てくる指標等の分析なり将来の見込みなどが求められているところだと思います。現在分析されている内容については例を挙げますと、固定資産の減価償却率とか、財務指標の組み合わせによる分析、それから施設の類型別の減価償却率、それから住民1人当たりの保有量等については分析するデータは出ているところですが、これらについてはですね、なかなか専門的な知識、あるいは見識とか分析力、判断力が必要なものでございまして、それらに対してこういうもの、こういうデータをもとにですね、今後の活用について、それらの数値等から見えてくる推計とか、流れ、トレンドといいますかそういうのを実践解析していくというのはなかなか難しいものがあるかと思っておるところです。これに対応する考え方としまして、例えば公益財団法人の日本生産性本部あたりですね、そのような専用のシステムがあるようでございますので、そのあたりの導入を検討をしたり、また、別のですね民間コンサルタントさんと一緒にですねそれらの指導を受けながら、職員がともに取り組んでいくと。あわせて職員をですね専門の機関に研修をさせまして、そういう職員の育成が急務ではないかなと思っておるところです。と、それからすべての職員にですね、議員がもう長年御指摘いただいているような考え方をですね、すべての職員がそういう考え方を持って業務に臨むような研修体制っていうのは考えていかなければならないかなと考えているところでありまして。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） 本当に小見田議員が言われるようなところをですね目標にして、やはりいろんな毎年毎年発生する経費というのはわかるわけですから、その維持管理にしても、あるいはまた起債を起こして返済をしていく金額とかわかるわけですから、それをきちんと積み上げて、そして毎年毎年の必要な固定経費とか、稼働する経費とか、そういうものを出していかないとやはりこれからですね、今はまだ赤字国債をどんどん発行しながら国は対応してくれますが、いずれはグーッと国からの交付金、そういうものも絞り込まれてくるんじゃないかなと思います。ですからやはり、今100億から110億、普通当初予算でそのくらいですが、これをやはり90とかですねそういうものに少しずつ段階的に落としていく。そういうことをやっていくためには、言われるようにやはり複式簿記、そういうものが必要かと思えます。ただこれを職員にやらせるとしたらこれかなり専門的な知識が要るんですね。本当にこの知識を持ってる人たちちゅうのはもうかなりな年俸になってくるんですね普通。企業でもやっぱりそこまでできる人はなかなかいませんで、ですからもう公認会計士とか税理士にお願いするところもあるんですが、まず毎日の今起債というやり方で、幾らお金を使えますよって、予算がこれだけで今これだけ使ってますよっていうのが来るんですが、普通はもう借方貸方の伝票を切っていくわけですよ。もうその時点で全部ソフトでもう全部入っていったら、その伝票さえ切れば、もう貸借対照表とか、いわゆる財務諸表ができるわけですよ。財務諸表ができて、それがクラウドでクラウドコンピューターに上がると全国の同じ規模の町村との比較も全部出てくるんです。多分そういうソフトも開発されてもう企業はもうほとんどそこやっていますから、そういうものが出てくると思うんですね。今財務担当の職員もですね、もうそこ辺のところはもうほんとに一生懸命もうほんとはいざりまわるような感じで取り組んでいます。私も少しでも何かこう力になればと思って、私もまず今の町の単式簿記をしっかり勉強して、そしてそれを複式に持っていくときに、アドバイスができればと思って、今財務担当からですね、もう時間があるときにはいろいろ説明を受けているところですので、小見田議員が言われるような、そういうものに目標に向かって、しっかりと頑張っていきたいと思えます。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 資料の施設カルテ出していただけますか。これがですね、今度公共施設の総合管理計画等とそれから今後の財政運営に移管することでは非常に非常に大事なものとなる、この施設ごとのこれはもう経費もすべて含んだ人件費もすべて含んで維持管理費をこういうふうにつくってる自治体の例でございまして、日本でも結構これあの施設カルテというふうにネットで探しますと結構出てまいります。これは大きな市と言えば市なんですけど、やはりこういうのがないとただ建設年次と単純なコストだけでは非常に読みとけないものがあるんでこういうふうに公会計複式簿記をもとにしたこういう施設カルテがもう現存するわけですね。だからここまでというのは非常にまだ高度な専門的知識は確かにある、必要だということも十分我々も知っていることで、私ができる話じゃないですけど、一応これは、あさぎり町はですね健全な財政をですね運営できて行財政の改革にもその事務に対するコストの削減とかいろんな事業によっては必要でないものも確か見受けられる発見できる一つのツールでございまして、できるだけさっきおっしゃるように日本生産性会議ですかね、そういうところとかそういう専門的な部署に依頼して、相当な金がかかってもそれに値するような事業だと思いますんで、それをぜひとも取り組んでほしいと思うんですけど、どうでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） これからはもう国のデジタル化でですね、ある程度基礎的な部分をこちらで入力すると、クラウドコンピューターの中で人工知能がこれを整理して、必要なこういう一つのフォーマットにして出てくると思うんですね。いろいろその毎月の経費とかいろんなものを打つときに、これはどの施設の経費ですというのを数字で番号で入れとくと、それが自動的に、今度はこの一つの集計に全部集まってきて、こういうような一つのフォーマットができてきて、大体この施設には毎年このくらい経費がかかっているとかがいろんなものが見れるようになる。ですからデジタル化とあわせてですね、そういうものにも結果的にもうそっちの方向にいくんだと思います。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） この2番目に公共施設総合管理計画から分析できる将来負担になるの税の拘束額お尋ねしておりますけど、これはまだまだちょっと集計できるものではないというふうに私はとらえているんですけど、できますればやっぱりこういうのをですね、拘束額というのは将来の保有コストだと思っておりますけど、それを把握できないんで、できないうちにつまりさっきも言いましたように合併特例債があるからということで、大鉦振ってしまうとあとに取り返しがつかないようにツケを回してはいけないと思う。世代間の会計から考えたときにですねやはり後世の人が使うに関してはそれなりの財政負担も当然なんだろうけど、やはりその辺については公営性のあるような財政運営をするためにも、今後ともですねそういう分析をもとに事業展開をお願いしましてこれで質問を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） 今言われました税の拘束額というのは、結局返済計画に当たるんじゃないかと思うんですけど、先ほど言いましたように毎年毎年もういつもいる経費が固定費として、それから事業することによって出てくる経費、毎年毎年違う経費が出てきて、その上に返済金とかが大体この三つで経費っていうのは見ていくんじゃないかと思うんですけど、その中でですね、やはりここで起債を起こしたときに、これがどのくらいずつ毎月毎年返済になっていくか、どんどんどん事業やるとそれがもう積み重なっていくわけですから、そこのところはしっかり精査していかなきゃいけませんし、今財務担当とやりとりするときですね、今のうちの財務はそこには物すごく厳しいです。ですからもう歯に絹を着せぬようにしてもうしっかり言ってくれますから、私はその分ほんとにも信頼して安心して仕事ができるんですけども、小見田議員

からもほんとにそのこと何度も説明を受けてますので、しっかりとやっていきたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） これで11番、小見田和行議員の一般質問を終わります。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれにて散会いたします。

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼。

午後4時43分 散会